

令和7年3月28日
鹿児島県公報別冊

令和6年度 包括外部監査結果報告書

〔鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する事務の執行について〕

鹿児島県包括外部監査人

(目 次)

第一編 外部監査の概要	
第一章 監査の概要	
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 監査テーマの選定理由	1
4 監査対象年度	3
5 監査の対象機関	3
6 監査の着眼点及び主な監査手続	
6－1 主な監査着眼点	3
6－2 主な監査手続	3
7 監査実施期間	4
8 監査担当者とその資格	4
9 利害関係	4
10 契約金額	4
第二編 外部監査の結果	
序 章	
I 鹿児島県の水産振興施策に関して	
1 鹿児島県が漁業に関連して管理している海の範囲	5
2 漁港の範囲（例えば、谷山漁港はどこからどこまでが漁港か）	5
3 鹿児島県が管理しようとしている主な魚種は何か	5
4 国が行う事業、県が行う事業、市町村が行う事業の区分	6
5 漁港の整備・保全計画箇所の優先順位の決定方針	6
6 国又は市町村と合同で整備事業等を実施することはあるか	6
7 漁港に関する長寿命化計画はあるか	6
8 商工労働水産部の水産関連で未利用地はあるか	6
9 漁場漁港の整備・保全事業費と水産振興に関する事業費の割合	7
10 漁港整備の場合、どの程度の地震や津波に耐えられるという基準等はあるか	8
11 鹿児島県の漁業従事者の全国的な所得の状況について	9
12 他県等の漁業従事者の維持・増加対策事業で参考になるもの	9
13 関連団体と関係内容について	9
14 漁業権に関して鹿児島県はどのような関与があるか	10
15 令和5年度水産振興課の予算及び決算	11
16 令和5年度漁港漁場課の予算及び決算	13
II 指摘と意見の一覧	14
第二編 第一章 水産振興課	
I 水産振興課の概要	

1	水産振興課の業務と組織	21
2	上位計画と水産振興課の事業	22
Ⅱ 抽出した事業の検討		
<事業番号1> 豊かな海づくり総合推進事業（栽培養殖係）		
1	事業目的	24
2	事業内容、予算額推移及び負担区分	24
3	事業実績と成果の内容	26
4	公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会	28
5	物品管理	37
6	公有財産管理	38
7	豊かな海づくり総合推進事業に係る契約の状況	39
<事業番号2> 養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業（栽培養殖係）		
1	事業目的	40
2	事業内容、予算額推移及び負担区分	40
3	事業実績と成果の内容	41
4	指摘及び意見	42
<事業番号3> 種子島周辺漁業対策事業（水産流通対策係）		
【水産物の流通・加工・販売対策の概要】		50
<事業番号4> 水産加工業の輸出向け HACCP（ハサップ）等対応施設整備事業（水産流通対策係）		
		52
<事業番号5> かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業（水産流通対策係）		
1	鹿児島県水産物の輸出額の推移	55
2	輸出応援事業	55
<事業番号6> 離島漁業再生支援事業（水産流通対策係）		
1	事業目的	60
2	事業内容、予算額推移及び負担区分	60
3	事業実績と成果の内容	61
4	指摘及び意見	66
<事業番号7> 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業（水産企画普及係）		
1	事業目的	70
2	事業内容、予算額推移及び負担区分	70
3	事業実績と成果の内容	71
4	指摘及び意見	72
<事業番号8> 漁業取締事業（漁業監理係）		
1	事業目的	77
2	事業概要	77
3	事業実績と成果の内容	79

4 漁業取締事業に係る契約の状況	80
＜事業番号 9＞ 沿岸漁業改善資金貸付事業（漁協係）	
1 目的	82
2 事業内容	82
3 実施状況	82
第二編 第二章 漁港漁場課	
I 漁港漁場課の概要	
1 漁港漁場課の業務と組織	84
2 上位計画と漁港漁場課の事業	84
II 抽出した事業の検討	
＜事業番号 10＞ 漁港施設占用料の収入未済状況（管理係）	86
＜事業番号 11＞ 地域水産基盤整備事業（計画係・建設係）	
1 事業目的	87
2 事業内容、予算額推移及び負担区分	87
3 事業の実施状況	87
4 事業実績と成果の内容	87
5 各事業の検討	88
＜事業番号 12＞ 広域漁港整備事業（計画係・建設係）	
1 事業目的	99
2 事業内容、予算額推移及び負担区分	99
3 事業の実施状況	99
4 事業実績と成果の内容	99
5 各事業の検討	100
＜事業番号 13＞ 広域漁場整備事業（漁場開発係）	
1 鹿児島県の漁場の概要	118
2 魚礁の概要	118
3 広域漁場整備事業について	119
4 令和 5 年度に実施した工事	122
5 公有財産管理	122
6 事業評価	122
7 その他（廃船等を再利用した魚礁の設置）	123
8 抽出した工事の検討	124
＜事業番号 14＞ 水産基盤機能保全事業（計画係・建設係）	
1 事業目的	135
2 事業内容、予算額推移及び負担区分	135
3 事業の実施状況	135
4 事業実績と成果の内容	135

5 各事業の検討	136
<事業番号 15> 漁港施設機能強化事業（計画係・建設係）	
1 事業目的	145
2 事業内容、予算額推移及び負担区分	145
3 事業の実施状況	145
4 事業実績と成果の内容	145
5 各事業の検討	146
<事業番号 16> 漁港海岸保全事業（計画係・建設係）	
1 漁港海岸保全事業の概要	165
2 令和5年度に実施された漁港海岸保全事業	167
3 公有財産管理(海岸保全区域台帳)	167
4 事業評価	167
5 抽出した工事の検討	168
<事業番号 17> 市町村地域水産基盤整備事業（計画係・建設係）	
1 市町村地域水産基盤整備事業の概要	187
2 市町村地域水産基盤整備事業において鹿児島県が執行する事務	187
3 抽出した事業の事務執行状況の検討	187
<事業番号 18> 市町村水産基盤機能保全事業（計画係・建設係）	
1 市町村水産基盤機能保全事業の概要	188
2 市町村水産基盤機能保全事業において鹿児島県が執行する事務	188
3 抽出した事業の事務執行状況の検討	188
4 抽出した事務の検討	189
5 結論	192
<事業番号 19> 漁港災害復旧事業（計画係・建設係）	
1 漁港災害復旧事業の概要	193
第二編 第三章 鹿児島県水産技術開発センター	
<事業番号 20> 鹿児島県水産技術開発センター（水産振興課）	
1 概要	194
2 財産管理	198
3 事業	209
巻末資料	220
所感として	222
参考資料	225

第一編 外部監査の概要

第一章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する事務の執行について

3 監査テーマ選定の理由

令和 6 年 6 月に公表された「令和 5 年度水産白書（水産庁）」は、漁業生産、水産物消費等水産業をめぐる状況において、「○ 我が国の漁業・養殖業の生産量は、漁業就業者数の減少、海洋環境の変化、水産資源の減少等により緩やかな減少傾向が継続。○ 我が国の 1 人 1 年当たりの食用魚介類の消費量（純食料ベース）は、平成 13（2001）年度の 40.2 kg をピークに減少傾向。○ 漁業就業者の減少・高齢化とともに漁業経営体の後継者不足も課題。」としている。

鹿児島県は、南北 600 km に及ぶ広大な海域と多くの島嶼を有し、黒潮の恵みを受け、沿岸・沖合域では多様な漁船漁業が、湾や入り江の静穏な海域では養殖業が営まれ、さらに、世界の海を漁場とする遠洋カツオ・マグロ漁業が営まれており、「令和 6 年度 水産業振興施策の概要（令和 6 年 4 月）鹿児島県商工労働水産部」によると、令和 4 年海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査の結果は次のような地位となっている。

・海面漁業魚種別漁獲量

(単位：トン)

	全国計	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	全国シェア (%)
みなみまぐろ	5,777	宮城 1,699	鹿児島 1,364	静岡 1,182	岩手 842	富山 300	高知 218	23.6%
びんなが	23,525	高知 5,057	宮崎 4,262	静岡 2,310	沖縄 2,093	宮城 2,086	鹿児島 1,663	7.1%
めばち	25,831	宮城 5,363	高知 2,947	鹿児島 2,406	岩手 2,088	静岡 2,070	神奈川 1,712	9.3%
うるめいわし	64,257	長崎 20,590	島根 13,638	宮崎 10,998	愛媛 3,473	鹿児島 3,071	熊本 2,474	4.8%
あじ類	114,859	長崎 53,564	島根 13,498	宮崎 7,894	愛媛 5,514	鹿児島 4,896	鳥取 3,587	4.3%

・海面・内水面養殖魚種別収穫量

(単位：トン)

	全国計	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	全国シェア (%)
ぶり	84,795	鹿児島 21,590	大分 14,812	愛媛 13,790	宮崎 9,188	長崎 6,618	高知 4,064	25.5%
かんぱち	24,433	鹿児島 13,896	愛媛 2,745	香川 1,535	大分 1,141	熊本 417	徳島 397	56.9%
くろまぐろ	20,526	長崎 7,233	鹿児島 3,483	愛媛 2,058	高知 1,862	三重 1,440	和歌山 1,320	17.0%
ひらめ	1,842	大分 503	鹿児島 374	愛媛 269	長崎 145	宮崎 127	愛知 116	20.3%
くるまえび	1,198	沖縄 372	熊本 248	鹿児島 232	山口 79	—	—	19.4%
うなぎ	19,167	鹿児島 7,858	愛知 4,205	宮崎 3,574	静岡 2,365	三重 272	徳島 268	41.0%

また、「水産業振興施策の概要」における課別予算目別予算の状況は次のとおりである。

[予算の状況] 課別予算目別予算(水産関係)

①一般会計予算

(単位：千円)

課名	目名	6 年度当初予算額	5 年度当初予算額	4 年度当初予算額
水産振興課	水産業総務費	992,068	960,877	965,603
	水産業振興費	1,914,815	1,795,560	1,905,400
	水産業協同組合指導費	4,625	5,029	5,334
	漁業調整費	56,432	59,185	59,286
	漁業取締費	742,861	150,599	229,368
	水産施設災害復旧費	0	0	0
	公債費	0	0	0
	計	3,710,801	2,971,250	3,164,991
漁港漁場課	漁港管理費	104,490	97,780	108,341
	水産基盤整備費(漁港・漁場)	6,349,467	6,327,731	6,346,440
	漁港災害復旧費	702,420	704,226	704,075
	公債費	0	0	0
	計	7,156,377	7,129,737	7,158,856
水産技術開発センター	水産技術開発センター費	413,779	329,471	263,565
合計		11,280,957	10,430,458	10,587,412

②特別会計予算

(単位：千円)

課名	目名	6 年度当初予算額	5 年度当初予算額	4 年度当初予算額
水産振興課	沿岸漁業改善資金			
	貸付事業費	204,293	261,813	363,723
	貸付勘定	200,000	257,609	359,963
	業務勘定	4,293	4,204	3,760
合計		204,293	261,813	363,723

このような状況下にあって、鹿児島県では、SDGs の理念に沿って、「かごしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～」(平成 30 年 3 月策定、令和 4

年3月改訂」のもとに、概ね10年という長中期的な観点から、「農林水産業の「稼ぐ力」の向上」を掲げ、水産業分野における施策体制①人づくり・地域づくりの強化、②生産・加工体制の強化、付加価値の向上、③販路拡大・輸出拡大について、10年後の将来像を展望し、現状・課題、施策の基本方針を示して取組の推進過程にある。

施策の実現に向けて、どのような事業管理体制の下で、どのように市町村・他県や関連団体と積極的に連携しながら振興・推進策を遂行しているのか。

商工労働水産部（水産関係）及び同関連団体（水産関係）の財務に関する事務の執行をととして、県が推進している具体的な事業内容、事業予算と財源、締結されている各種契約等、交付されている各種補助金・助成金等、事業実施状況、事業成果と評価・達成状況及び今後克服すべき課題等を明らかにすることは鹿児島県民にとっても関心の高い事項であり、これを検討し、その結果を公表することは有意義であると考え、当年度の包括外部監査の対象として選定した。

4 監査対象年度

原則として令和5年度を対象とした。ただし、長期の事業計画に基づく監査対象の性格から、必要な範囲において過年度及び進行年度以降についても対象としている。

5 監査の対象機関

- ・商工労働水産部(水産関係)各課及び関係出先機関（水産関係）
- ・県が出資又は補助等を行っている商工労働水産部関連団体(水産関係)

6 監査の着眼点及び主な監査手続

6-1 主な監査着眼点

- ・商工労働水産部（水産関係）の実施している財務に関する事務の執行が、関連諸法令及び条例、規則、要綱等に従い適正に処理されているかの合规性の検証
- ・事業推進の対象、目的、実施事業内容、成果及び今後の課題の検討
- ・事業実施過程における各種契約締結、補助金・助成金交付手続に関する妥当性等の検討
- ・商工労働水産部（水産関係）で保有する土地、施設及び備品等の管理における経済性や効率性等の検討
- ・市町村や漁業関連団体等との連携体制と事業推進上の有効性等の検討
- ・水産振興に関する県民への情報発信状況等の検討

6-2 主な監査手続

商工労働水産部（水産関係）各課及び関係出先機関（水産関係）等に対する事業内容別の事業執行状況等諸資料（委託や請負等の契約関連書類等を含む）の提出依頼及び必要書類の作成依頼、提出された諸資料等による当年度の監査着眼点を前提とした事業内容検討及び質問・ヒアリング、回答書の徴求を全般的な監査手続とし、出先機関の中から、鹿児島地域振興局、鹿児島県水産技術開発センター、豊かな海づくり総合推進事業における委託先であ

る「公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会」、漁港及び海岸の工事現場として大隅地域振興局所管の牛根麓漁港及び南薩地域振興局所管の枕崎漁港海岸の往査を実施した。

7 監査実施期間

令和6年6月から7年3月まで

8 監査担当者とその資格

包括外部監査人 公認会計士 古川 康郎

補助者	弁護士	玉利 尚大
	公認会計士	松枝 千鶴
	公認会計士	濱田 典彰
	公認会計士	岩切 至久

9 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10 契約金額

14,198,000 円（予算上限額）

（注）本報告書の記載金額については、原則として単位未満を切り捨てて記載している。

第二編 外部監査の結果

序章

I 鹿児島県の水産振興施策に関して

1 鹿児島県が漁業に関連して管理している海の範囲

鹿児島県における水産資源の保護培養及び漁業調整については、「鹿児島県漁業調整規則」（令和2年10月30日 規則第52号 令和4年7月1日施行）により、漁業の許可、水産動植物の採捕の制限、漁業取締、罰則等が定められている。

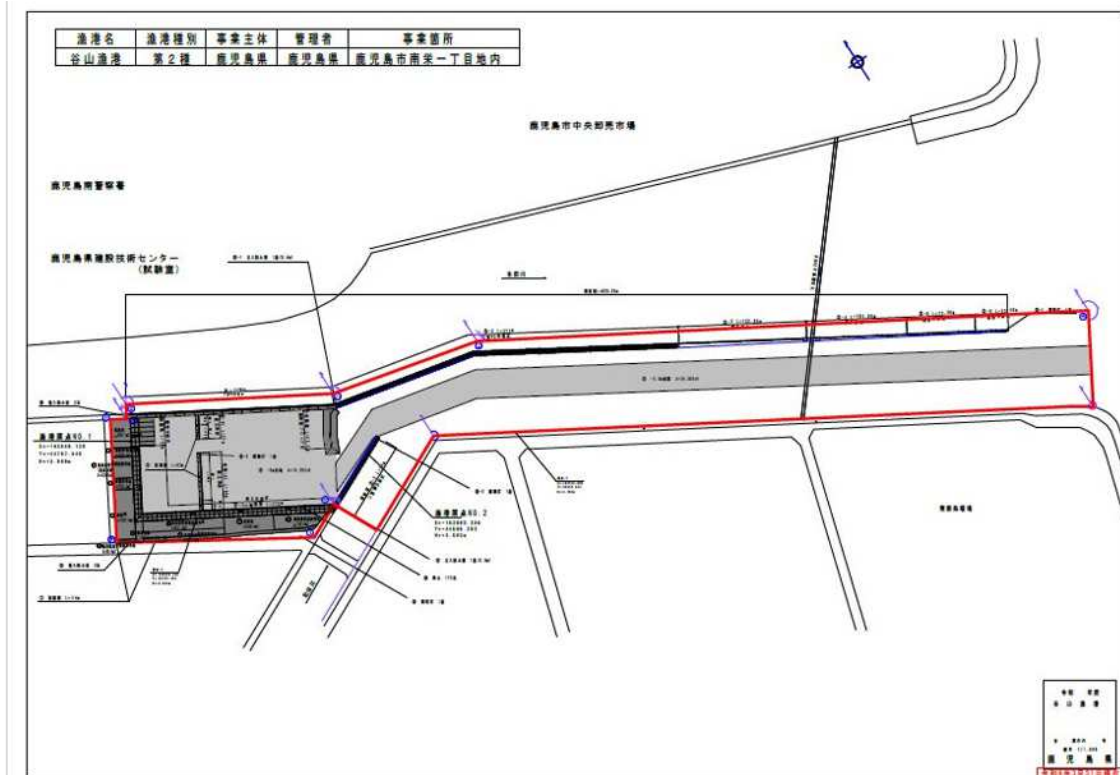
過去の判例に基づき、当該漁業調整規則の効力が及ぶ範囲は、本県漁業指導取締船が行動する範囲とされている。

※参考として「漁業関係判例総覧（増補改訂版）」の資料受領

2 漁港の範囲（例えば、谷山漁港はどこからどこまでが漁港か）

漁港及び漁場の整備等に関する法律の第2条に、「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体とある。

参考までに谷山漁港の範囲を示した平面図は次のとおり（赤線で囲ってある部分、印刷した報告書においては、黒実線で囲われた部分）との説明である。



3 鹿児島県が管理しようとしている主な魚種は何か

平成30年12月に改正された漁業法において、「水産資源の保存や管理は国と都道府県の責務」とされたことから、本県では、国の資源管理基本方針に則し、「鹿児島県資源管理方針」を策定し、管理の方向性や具体的な資源の種類等を定めている。

同方針では、県内各地で漁獲される 49 の魚種ごとに資源管理の方向性等を示す¹とともに、このうち漁業法で定められたクロマグロやマアジ等の 7 魚種の「特定水産資源²」については、漁獲量を含めた重点的な管理を行っている。

4 国が行う事業、県が行う事業、市町村が行う事業の区分

〔水産振興課〕

公共事業のように一貫して明確な区分があるわけではなく、補助事業ごとに要綱・要領等で事業主体は決まっている。

そのほかに、国の直轄事業、県の単独事業、市町村の単独事業などの区分があり、その事業内容に合致した補助事業がない場合や補助事業に適さない内容の事業の場合などは、その必要性に鑑みて、それぞれ独自に対応することになる。

〔漁港漁場課〕

簡単に言うと、第 1 種漁港（管理者は市町村）は市町村の事業で、第 2 種～第 4 種（管理者は県）は県の事業ということになる。

5 漁港の整備・保全計画箇所の優先順位の決定方針

「かごしま未来創造ビジョン」の主要施策である「農林水産業の稼ぐ力の向上」及び「安心・安全な県民生活の実現」に対応する事業を重点的に行っている。

具体的には、「農林水産業の稼ぐ力の向上」は、良質な水産物の安定供給を図るため、取扱量が多い枕崎、山川、阿久根など水産物の流通拠点となる漁港の整備を行っている。

一方、「安心・安全な県民生活の実現」は、水産物の流通・生産の拠点となる漁港の岸壁耐震化などを、先の流通拠点に加えて定期船が寄港する離島漁港において行っている。

また、施設の保全については、各漁港で機能保全計画を策定しており、施設の老朽化に応じて緊急性が高い施設について計画的に長寿命化を図っている。

6 国又は市町村と合同で整備事業等を実施することはあるか

基本は、各管理者が事業を実施する。

7 漁港に関する長寿命化計画はあるか

漁港ごとに長寿命化計画（機能保全計画）を策定している。

※参考として、谷山漁港の機能保全計画の提出を受け、閲覧した。

「谷山漁港ストックマネジメントの概要書」という名称で 32 ページの資料であった。

平成 21 年 5 月に国から承認を受けたもので、3 年以内（平成 23～25 年 588 百万円）、4～8 年以内（平成 26～30 年 1,388 百万円）、9～13 年以内（平成 31～35 年 366 百万円）、14～18 年以内（平成 36～40 年 734 百万円）、19 年以上対策不要となっており、総額 3,076 百万円の見込額となっている。

年を置きなおすと上の 14～18 年以内が現状に近い時期になり、計画も終わりに近いように思われるが、当初の平成 23 年に補修した漁港は既に 13 年程経過しており、当時対策不要の場所も新たな補修対象となってきたことが想定される。

8 商工労働水産部の水産関連で未利用地はあるか

県の HP にも掲載されているが、いずれも串木野漁港にあり、合計で 3,917 m²である。

¹ 「漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の公表」（令和 6 年 7 月）などが HP 上で公表

² 「鹿児島県資源管理方針」では、まあじ、まいわし対馬暖流系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群が特定水産資源として記載

商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (1) -1	いちき串木野市新生町181-1の一部	土地 (宅地)	870	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 197KB)
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (1) -2	いちき串木野市新生町181-1の一部	土地 (宅地)	124	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 247KB)

https://www.pref.kagoshima.jp/ab06/kensei/nyusatu/zaisan/bukenholder/h3103miriyouzaisanjyoho.html 3/7

2024/11/01 11:28		鹿児島県／未利用財産情報					
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (1) -3	いちき串木野市新生町181-1の一部	土地 (宅地)	1,642	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 174KB)
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (5) -1	いちき串木野市新生町182-1の一部	土地 (宅地)	307	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 210KB)
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (5) -2	いちき串木野市新生町182-1の一部	土地 (宅地)	316	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 183KB)
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (6)	いちき串木野市新生町181-1	土地 (宅地)	482	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 208KB)
商工労働水産部 漁港漁場課	串木野漁港 (4)	いちき串木野市小瀬142	土地 (宅地)	176	099-286-3454	地図 (外部サイト へリンク)	写真 (PDF : 253KB)

鹿児島県 HP から

令和 5 年 10 月の情報ではあるが、令和 6 年 12 月現在も同箇所が掲載されており、売却等の進展が全く見られていない。担当課の説明によると、行政財産のため価格を下げての売却は難しいとのこともあるが、同漁港でも平成 29 年 9 月に「新生町 181-7」442.29 m²が売却されている。また、阿久根漁港では 2,185.76 m²が現在売却手続き中で令和 6 年度に売却予定とのことである。

【意見 0-1】未利用地の処分促進について

添付の現場写真を見たが、漁港関係者か近隣の所有者を対象とするしかないような場所であり、今後はますます処分が難しくなるように思われる。早い段階での対応策が必要となる。

9 漁場漁港の整備・保全事業費と水産振興に関する事業費の割合

受領資料によると、予算現額に占める漁港漁場に関する整備・保全事業費と水産振興に関する事業費の状況は次のとおりである。

【予算現額の推移】

(金額単位：千円)

区 分	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	増減
漁港漁場に関する整備・保全事業費:A	10,593,046	11,435,016	11,514,991	10,698,568	11,061,711	363,143
水産振興に関する事業費:B	4,751,230	5,713,267	4,068,849	3,653,089	4,399,903	746,814
合計：A+B	15,344,276	17,148,283	15,583,840	14,351,657	15,461,614	1,109,957
予算前年増減(億円)	—	18	△16	△12	11	—
A の割合(%)	69.04	66.68	73.89	74.55	71.54	—
B の割合(%)	30.96	33.32	26.11	25.45	28.46	—

漁港漁場に関する整備・保全事業費（以下、整備保全事業費という。）は約 106 億円から約 115 億円であり、令和 5 年度は前年より約 4 億円増加した約 111 億円となっている。

水産振興に関する事業費（以下、水産振興事業費という。）をみると、この5年間に於いては令和2年度が最も多く約57億円、4年度は約37億円に減少しているが、5年度は前年より約7億円増加した約44億円という状況である。

なお、令和5年度の総事業費に対する割合は整備保全事業費が71.54%、水産振興事業費が28.46%であった。

また、県は令和2年3月に「県水産業振興基本計画」を策定し、「おさかな王国かごしま」の実現に向け、「持続可能な漁業・養殖業の推進」、「漁業の担い手の育成・確保」、「水産物の流通・加工・販売対策」、「漁業生産の基盤づくり」、「水産技術の開発と普及」の5つの柱を基本目標としている。

本計画に基づき、将来にわたって水産資源が持続的に利用され、漁業経営の安定が図られるよう、水産資源の維持・増大に務めるとともに、魚類養殖業の振興や漁場の整備、流通対策や担い手の育成・確保、そしてスマート産業など、本県水産業の特徴を活かした取り組みを引き続き推進したいとの説明であった。

10 漁港整備の場合、どの程度の地震や津波に耐えられるという基準等はあるか

漁港施設の設計において、地震については再現期間³が75年の地震動を設計の対象としており、津波については発生頻度の高い津波（概ね数十年から百数十年に一度程度の頻度）を設計の対象としている。

地震や津波に対する設計に当たっては、直近の過去に発生した大規模地震（下表）のデータを利用して、設計対象漁港における設計水平震度（構造計算に用いる係数）や津波水位等を算定し構造計算を行っている。

耐震設計において設計対象漁港における具体的な震度の算定はしていないが、耐津波設計においては最高津波水位等を算定しており、一例として、串木野漁港における最高津波水位は約4mとなっている。

※耐震設計においては、設計対象漁港から想定地震までの距離や下表のマグニチュード等のデータを使用している。

【表 1.5.1 想定地震等の概要】

番号	想定震等の位置	気象庁マグニチュード (Mj)	モーメントマグニチュード (Mm)	震源断層上端の深度 (km)	津波 (11 津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下【人吉盆地南縁断層付近】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	震度:9.0 津波 9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖【北部】	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖【南部】	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード (Mj) とモーメントマグニチュード (Mm) について
断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード (Mj) を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (Mm) を求めている。
プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置、大きさを設定し、モーメントマグニチュード (Mm) を求めている。

³ 再現期間とは、ある事象が平均的に何年に一度起きるかを表したもの

[参考]鹿児島県に被害を及ぼした主な地震(政府調査研究推進本部資料)

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害(括弧は全国での被害)
1707年10月28日 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	(死者20,000人、家屋全壊60,000棟、同流失20,000棟。)志布志湾など津波被害が推定されるが県内被害は不詳。
1854年12月24日 (安政元)	(安政南海地震)	8.4	(安政東海地震の32時間後に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難。)津波被害が推定されるが、県内被害は不明。
1911年6月15日 (明治44)	奄美大島近海	8.0	(喜界島・奄美大島・沖縄島などに被害。死者12人、家屋全壊422棟。)
1914年1月12日 (大正3)	桜島	7.1	鹿児島市内で死者13人、負傷者96人、住家全壊39棟。鹿児島市近郊で死者22人、負傷者16人。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘	7.0	大崎町・志布志町で被害。死者1人、負傷者3人、家屋全壊2棟。
1968年2月21日 (昭和43)	(えびの地震)	6.1	山崩れが多かった。死者3人、負傷者10人、住家全壊35棟。
1997年3月26日 (平成9)	鹿児島県西北部	6.6	負傷者31人、住家全壊2棟。
1997年5月13日 (平成9)	鹿児島県西北部 →【地震本部の評価】	6.4	負傷者43人、住家全壊4棟。
2024年8月8日 (令和6)	日向灘 【地震本部の評価】 →令和6年8月9日公表 →令和6年9月10日公表	7.1	負傷者4人、住家全壊1棟(令和6年8月28日10時00分、総務省消防庁調べ)。

11 鹿児島県の漁業従事者の全国的な所得の状況について

都道府県ごとの漁業従事者の所得の統計がないため、「所得」についての目標は立てることができないとの説明であった。

末尾に鹿児島県水産業振興基本計画から漁業生産額等の目標を記載している。

12 他県等の漁業従事者の維持・増加対策事業で参考になるもの

[水産振興課]

現在、他県でも本県と同様の取組がなされており、これまで情報の共有を行いながら漁業従事者数の維持・増加対策に取り組んできたところである。今後も現在取り組んでいる事業を継続して進めていきたいと考えているとの説明である。

[漁港漁場課]

漁業形態(漁船漁業や養殖業の別)や取扱量等によって、漁港整備の目的や内容は各漁港で異なる。

例えば、本県枕崎漁港や山川漁港では、鰹節原料となる冷凍カツオ漁船の大型化に対応した岸壁の整備や荷さばき所の衛生管理化などを、また、ブリ養殖が盛んな薄井漁港や牛根麓漁港では、生産効率を向上するための浮桟橋や用地整備などを行っている。

一方、保全事業は、本県同様に全国的に実施されている。

参考までに、枕崎漁港や山川漁港と同様な整備は静岡県焼津漁港で、離島における防災力強化に資する整備は山形県の飛島漁港などで行われている。

13 関連団体と関係内容について

13-1 鹿児島県漁業協同組合連合会

同連合会は、県内の漁協や水産業者との緊密な連携を通じて、水産物の安定的な供給を行うことや共同購買事業や技術指導事業を行っている。

県水産業の振興を図るため、県は同連合会と連携して各種取組を実施している。

【取組等の例】

- ・漁業就業者の確保・育成・定着に向けた取組
- ・鹿児島県漁業振興大会を同連合会(その他団体含)と鹿児島県が主催で開催(隔年)
- ・行政と連携して漁協の運営に係る助言・指導
- ・県資源管理協議会及び県水産多面的機能推進協議会の構成員

- ・漁業用燃油価格高騰緊急対策事業や養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業の事業実施主体

13-2 鹿児島県漁港漁場協会

県は、協会から、協会の事務局員（5名）を委嘱され、従事している。

13-3 公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会

- ・種苗生産施設の維持管理業務委託。
- ・豊かな海づくり総合推進事業のうち、豊かな海づくり広域推進事業における事業実施主体であり、マダイ・ヒラメの種苗生産業務の放流効果調査の委託。
- ・豊かな海づくり総合推進事業のうち、放流用種苗生産事業における種苗生産業務の委託。
- ・豊かな海づくり総合推進事業のうち、放流用種苗生産事業における放流用種苗の購入（一者随意契約）。

13-4 農林漁業信用基金

同基金は、漁業共済団体が中小漁業者等に対して支払う共済金の財源貸付業務を行う。

本県をはじめ各都道府県が同基金に出資し、同出資金が共済金の財源として用いられることによって、被災等によって収入が減少した中小漁業者等の安定的な経営に資する。

13-5 全国漁業信用基金協会

同協会は、中小漁業者等が金融機関から融資を受ける際、債務保証（一定率額を同協会に納付することによって、万が一漁業者等が倒産等となった場合には、代位して金融機関に対し弁済すること）を主たる業務とする。

本県をはじめ各都道府県が同協会に出資し、同出資金が代位弁済の財源等として用いられることにより、中小漁業者等と金融機関の資金融通の円滑化が図られる。

13-6 全国遠洋沖合漁業信用基金協会

同協会は、中小漁業者等（ただし遠洋沖合漁業を行う者）が金融機関から融資を受ける際、債務保証（一定率額を同協会に納付することによって、万が一漁業者等が倒産等となった場合には、代位して金融機関に対し弁済すること）を主たる業務とする。

本県をはじめ各都道府県が同協会に出資し、同出資金が代位弁済の財源等として用いられることによって、中小漁業者等と金融機関の資金融通の円滑化が図られる。

14 漁業権に関して鹿児島県はどのような関与があるか

漁業権⁴は県が免許し、また、漁業権を行使するための行使規則は県が認可することで効力が発生する。

⁴ ・漁業権とは、特定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利であり、知事の免許によって設定される。
 ・県が漁業権を設定する際は、漁業協同組合や関係者などに対してヒアリングを行うとともに、現地調査を実施し、これらの事前調査を踏まえ、県は、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条（海面）及び第67条（内水面）の規定に基づき、漁業権の内容を定めた漁場計画を策定し、免許申請があったものについて審査・免許をしている。
 ・免許された漁業権については、漁業権を持つ漁業協同組合が定める行使規則（県が認可）に基づき漁協組合員が行使し、免許の範囲内（区域、条件）において漁業、養殖業を営んでいる。

15 ●令和5年度 水産振興課の予算及び決算

(金額単位：百万円)

番号	事業名	当初 予算	前年 度繰 越	予算 現額	執行 額	国庫 支出 金	財産 収入	諸収 入		繰入 金	繰越 金	一般財 源	翌年 度繰 越	不用 額
1	職員給与	960		1,002	993	3	0	6	0	0	0	983		8
	水産業総務費小計	960		1,002	993	3	0	6	0	0	0	983		8
番号	事業名	当初 予算	前年 度繰 越	予算 現額	執行 額	国庫 支出 金	財産 収入	繰入 金	県債	諸収 入	繰越 金	一般財 源	翌年 度繰 越	不用 額
	漁業近代化資金 融通助成事業	65		56	55							55		0
	漁業共済推進事 業	79		78	78							78		0
	漁業経営改善促 進資金融資事業	3		2	2							2		0
	赤潮被害緊急対 策資金融通助成 事業	2		2	1							1		0
	奄美等水産資源 利用開発推進事 業	2		2	2	1						1		
	水産業改良普及 事業	2		2	2							2		0
	かごしま漁師育 成推進事業	9		9	5							5		3
	水産多面的機能 発揮対策事業	12		12	11	3						8		1
	浅海増養殖振興 事業	2		2	2							2		
1	★豊かな海づくり 総合推進事業	210		210	210		161					48		0
	カンパチ種苗生産 事業	13		13	13					9		3		0
2	★養殖用配合飼 料価格高騰緊急 対策事業		238	238	172	167					5			66
	ブリ人工種苗供給 体制強化事業		57	57	30	12			4		13			27
	ブリ人工種苗供給 体制強化事業			1,523	0							0	1,523	0
	内水面資源保全 対策事業	3		3	3							3		
	ウナギ資源増殖 対策事業	4		3	2	2								0
	かごしまのさかな 消費拡大応援事 業	3		3	3	0						2		0
	GFP グローバル水 産物産地づくり支 援事業	30		16	16	16								
3	★種子島周辺漁 業対策事業	447		432	431					401		29		1
	水産物グリーン物 流高付加価値化 事業	5		5	5							5		0
	かごしまのさかな 輸出品品質向上 支援事業	35		35	34	34								1
	浜の活力再生施設 整備事業			82	0	0							82	
4	★水産加工業の 輸出向け HACCP 等対応施設整備 事業	673	259	518	261	261							247	9
5	★かごしまのさかな 稼働輸出応援 事業	46		46	43							43		3
6	★離島漁業再生 支援事業	132		115	112	88						23		3
7	★漁業用燃油価 格高騰緊急対策 事業		113	113	95	90					5			17
	水産業振興費小計	1,795	669	3,596	1,604	680	161	2	4	411	23	321	1,852	139

注1 紙面の関係もあり、上表は全実施事業のうち百万円以上の事業のみを記載している。なお、計は全事業の金額である。

注2 番号は当報告書で抽出して検討している事業番号である。

注3 百万円未満の金額は切り捨てて記載している。

序章 令和5年度 水産振興課の予算及び決算

番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	使用料 及び手 数料	繰入 金	諸収 入	繰越 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
	水産業協同組合育成指導事業	2		2	1							1		0
	漁業協同組合経営改善等指導事業	2		2	2							2		0
	水産業協同組合指導費小計	5		5	4							4		0
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	使用料 及び手 数料	繰入 金	諸収 入	繰越 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
	漁業調整等委員会費	17		11	8	7						0		2
	漁業調整対策事業	6		6	5	0		2				2		0
	遊漁対策調整事業	1		1	1			1						0
	漁船管理安全対策指導事業	33		33	32			3				29		1
	漁業調整費小計	59		53	47	8		6				32		5
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	県債	諸収 入	繰越 金	繰入 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
8	★漁業取締事業	141		141	137				8			129		4
	漁業指導取締船代替港整備事業		20	20	18			4		13				2
	漁業取締兼調査船代替船建造事業	9		9	8							8		0
	漁業取締費小計	150	20	171	164			4	8	13		138		6
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	繰越金	県債	諸収 入	繰入 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
20	★試験研究費等	329		311	302	9			13	154		125		9
	水産技術開発センター一費小計	329		311	302	9			13	154		125		9
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	使用料 及び手 数料	県債	諸収 入	繰入 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
	共同利用施設災害復旧事業		5	5	5	5								0
	水産施設災害復旧費小計		5	5	5	5								0
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	財産 収入	使用料 及び手 数料	県債	諸収 入	繰入 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
20	水産技術開発センター災害復旧事業			33	2				2			0	31	0
	農林水産施設災害復旧費小計			33	2				2			0	31	0
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算 現額	執行 額	国庫支 出金	繰入 金	繰越金	諸収 入	県債	繰入 金	一般 財源	翌年 度繰 越	不用 額
9	貸付勘定	257		257	61		0	57	3					195
	業務勘定	4		4	0			0						3
	特別会計沿岸漁業改善資金貸付事業費	261		261	62		0	58	3					199
計		3,562	694	5,441	3,187	706	161	79	31	578	23	1,606	1,884	369

注1 紙面の関係もあり、上表は全実施事業のうち百万円以上の事業のみを記載している。なお、計は全事業の金額である。

注2 抽出欄の番号は当報告書で抽出して検討している事業番号である。

注3 百万円未満の金額は切り捨てて記載している。

1 6 ■令和5年度 漁港漁場課の予算及び決算

(金額単位：百万円)

番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算現 額	執行額	国庫支 出金	諸収入	使用料 及び 手数料	繰越金	一般 財源	翌年度 繰越	不用 額
10	漁港維持管理調査事業			5	4			4				0
	漁港管理計画関連委託事業			43	42			42				1
	県単漁港補修事業			65	48			38	9		15	1
	漁港管理費小計	97	9	114	95			85	9		15	3
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算現 額	執行額	国庫支 出金	分担金 及び 負担金	県債	繰越金	一般 財源	翌年度 繰越	不用 額
11	地域水産基盤整備事業	137	68	190	162	101	9	27	20	3	27	0
12	広域漁港整備事業	1,675	1,313	3,354	1,628	779	80	251	499	18	1,717	7
13	広域漁場整備事業	1,031	816	2,068	1,279	616	16	285	338	22	764	24
	直轄広域漁場整備事業	64		64	13			12		1	51	0
14	水産基盤機能保全事業	675	503	1,204	779	416	23	111	220	7	422	3
15	漁港施設機能強化事業	1,191	732	1,954	953	632	9	115	185	10	998	1
16	漁港海岸保全事業	833	458	1,503	970	525	37	251	135	20	531	0
	漁港関連道整備事業	8		6	6	3	0	2		0	0	
	市町村指導監督事業	12	1	13	11	5			0	4	2	0
17	市町村地域水産基盤整備事業	292		199	72	72					127	
18	市町村水産基盤機能保全事業	186	96	285	199	199					86	
	市町村漁港機能高度化事業	15	49	65	56	56					9	
	県単漁港整備事業	43	18	62	35	3	1	6	15	7	27	0
	浮魚礁維持管理事業	5		5	4					4	0	
	石油貯蔵施設周辺地域整備事業	18		18	18	18				0	0	0
	職員給与関係費(繰入人件費)	135		136	132					132	0	3
	水産基盤整備費小計	6,327	4,058	11,133	6,325	3,432	179	1,063	1,416	233	4,765	41
番号	事業名	当初 予算	前年度 繰越	予算現 額	執行額	国庫支 出金	分担金 及び 負担金	県債	繰越金	一般 財源	翌年度 繰越	不用 額
19	漁港災害復旧費	700	86	86	30	24		6	0		54	1
	職員給与関係費(繰入人件費)	4		7	7					7		0
	漁港災害復旧費小計	704	86	93	37	24		6	0	7	54	1
	合計	7,129	4,154	11,340	6,458	3,457	179	1,154	1,427	240	4,835	46

注1 紙面の関係もあり、上表は全実施事業のうち百万円以上の事業のみを記載している。なお、計は全事業の金額である。

注2 番号は当報告書で抽出して検討している事業番号である。

注3 百万円未満の金額は切り捨てて記載している。

Ⅱ 指摘と意見の一覧

商工労働水産部（水産関係）各課及び出先機関等の監査において、指摘及び意見とすべきと判断して記載した事項は次のとおりである。

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫や検討が必要と判断したものを【意見】として記載している。

【指摘】21件

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	指摘事項の概要
1	1－1	水産振興課 P 3 1	豊かな海づくり総合推進事業（公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会）	貸借対照表及び貸借対照表内訳表の誤りについて 令和3年度から令和5年度の財務諸表において、退職給付引当資産も含めた特定資産の合計額が一般正味財産に計上されていた。適切な引継ぎがなされなかったことが原因のひとつと考えられるので、関係法規に基づいて正しい会計処理を行えるよう業務の引継ぎを適切に行う必要がある。
2	1－2	水産振興課 P 3 2	豊かな海づくり総合推進事業（公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会）	投資有価証券の評価方法の誤りについて その他有価証券に区分される債券は、取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合は償却原価法を適用しないことが認められているが、その検証がなされていないにもかかわらず全ての投資有価証券について償却原価法が適用されていなかった。取得価額について重要性の判断がなされていない以上、償却原価法を適用した上で時価評価することが必要である。
3	1－3	水産振興課 P 3 2	豊かな海づくり総合推進事業（公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会）	公益法人会計基準に関する実務指針についての考え方について 当協会は、公益法人会計基準に関する実務指針について、「監査対象会社以外の法人は、必ずしも適用する必要はない」との認識であるが、本実務指針は、監査対象外の公益法人についても公益法人会計基準に基づいて会計処理を行う際の実務上の指針として斟酌すべきものである。

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	指摘事項の概要									
4	1－4	水産振興課 P 3 5～3 6	豊かな海 づくり総 合推進事 業（公益 財団法人 かごしま 豊かな海 づくり協 会）	利益相反取引に関する手続上の瑕疵について 法人の理事は利益相反取引を行う場合、取引の前 までに理事会において、その承認を受けなければなら ず、当該取引を行った理事は当該取引についての 重要な事実を理事会に報告しなければならない。当 協会においては県商工労働水産部長が理事長を務め ていることから県との取引についても理事会による 事前の承認及び報告の要否を検討する必要がある。									
5	1－5	水産振興課 P 3 6	豊かな海 づくり総 合推進事 業（公益 財団法人 かごしま 豊かな海 づくり協 会）	評議員の資格確認手続について 評議員を選任する場合には、定款第 16 条の資格 要件を満たしていることを確認する必要があるが、 確認することなく選任しているので、当該要件への 抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手 する等、確認手続を適切に実施すべきである。									
6	1－6	水産振興課 P 3 7	水産振興 課の物品 管理	帳簿間の整合性について 県から当協会への貸付物品に係る「備品管理票」と 「物品貸付簿」に不整合が見られたので、不備の原因 を調査した上で速やかに必要な修正を行うべきであ る。									
7	1－7	水産振興課 P 3 8	水産振興 課の公有 財産管理	土地台帳の不備について 土地台帳に下記のとおり工作物に係る表記が含ま れているので、適切に修正を行うべきである。ま た、下記の工作物については別途工作物台帳を作成 の上、その管理を行うことが必要である。 <table><tr><td>異動年月日</td><td>価格</td><td>備考</td></tr><tr><td>平成 16 年 4 月 1 日</td><td>45,293,000 円</td><td>平成 15 年度工作物 （取水管）設置</td></tr><tr><td>平成 18 年 4 月 1 日</td><td>106,303,000 円</td><td>平成 16 年度工作物 （ろ過器）設置</td></tr></table>	異動年月日	価格	備考	平成 16 年 4 月 1 日	45,293,000 円	平成 15 年度工作物 （取水管）設置	平成 18 年 4 月 1 日	106,303,000 円	平成 16 年度工作物 （ろ過器）設置
異動年月日	価格	備考											
平成 16 年 4 月 1 日	45,293,000 円	平成 15 年度工作物 （取水管）設置											
平成 18 年 4 月 1 日	106,303,000 円	平成 16 年度工作物 （ろ過器）設置											
8	2－1	水産振興課 P 4 4	養殖用配 合飼料価 格高騰緊 急対策事 業	補助金額の算出方法について 補助金の過大交付リスクの低減や公平性の観点か ら補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補 助金額の上限とすることや、補助金額が、事務経費 の実費額を超える場合の補助金返還に関する事項等 の条項を設けておくべきである。									

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	指摘事項の概要
9	2-2	水産振興課 P45	養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて 県は、本事業に係る補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じるか否かの判定や、実際、生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。
10	6-1	水産振興課 P68	離島漁業再生支援事業	交付金実績報告書の網羅的な記載について 交付金実績報告書が様式どおりに記載されていないので、説明会の開催回数や指導集落数、指導件数、指導目的などの必要な項目を網羅的に記載するよう指導を徹底すべきである。
11	7-1	水産振興課 P74～75	漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	補助金額の算出方法について 補助金の過大交付のリスク低減や公平性の観点から補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補助金額の上限とすることや、補助金額が、事務経費の実費額を超える場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。
12	7-2	水産振興課 P75	漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて 県は、本事業に係る補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じるか否かの判定や、実際、生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。
13	8-1	水産振興課 P81	漁業取締事業	随意契約の相手方からの参考見積書の取得について 工事に係る設計額が本件契約の相手方からの参考見積に基づいて積算されているが、出来る限り複数の参考見積を取得し、これを比較することで設計額の積算根拠の客観性や公正性を担保することが必要である。
14	11-1	水産振興課 P98	地域水産基盤整備事業（熊毛支庁、住吉漁港）	工事登録時の留意事項について 登録内容確認書（工事实績）によると、件名「住吉漁港整備交付金工事（R4-3工区）」として登録されているが、防舷材工3基は熊野漁港に設置されているので、管理上、漁港を明確に区分して登録することが必要である。

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	指摘事項の概要
15	13－1	漁港漁場課 P 1 3 4	広域漁場 整備事業 (鹿児島 湾・大隅 地区)	魚礁管理台帳の記帳の正確性について 魚礁管理台帳に記載誤りが見られたので正確に記 載すること。
16	13－2	漁港漁場課 P 1 3 4	広域漁場 整備事業 (鹿児島 湾・大隅 地区)	経緯や背景も含めた意思決定に至る過程の記録の徹底 について 本件工事における増工について、現在だけでなく 将来の県民に対しても説明責任が果たせるように、 その検討経緯や背景についても併せて具体的に記録 されたい。
17	20－1	水産技術開 発センター 〔水産振興 課〕 P 1 9 7	水産技術 開発セン ターの管 理業務	予定価格積算の正確性について 管理業務に係る予定価格の積算は、担当者の異動 時に引き継がれる計算ファイルに基づいて計算され ているが、一部不明瞭な点が見られるので後任者にも 計算根拠が分かる明瞭な引継ぎが必要である。
18	20－2	水産技術開 発センター 〔水産振興 課〕 P 2 0 3	水産技術 開発セン ターのシ ステム開 発等	システム開発等実施報告書の作成及び提出について システム開発等を行ったときに義務づけられてい る総合政策部長への報告がなされていなかったの で、適時に当該報告書の作成及び報告を行うこと。
19	20－3	水産技術開 発センター 〔水産振興 課〕 P 2 0 5	水産技術 開発セン ターの物 品等	未稼働機械等の処分について 所在不明のものや今後の使用見込みがないもの は、速やかな処分手続きが必要である。
20	20－4	水産技術開 発センター 〔水産振興 課〕 P 2 0 6 ～2 0 7	水産技術 開発セン ターの薬 品管理	「管理要領」の更新・整備について 平成 19 年 3 月 20 日作成の「管理要領」は、現状 の実務に活かされておらず、運用面で不備等が見ら れるので、実態に合致した有効な管理要領の作成が 必要である。
21	20－5	水産技術開 発センター 〔水産振興 課〕 P 2 1 0 ～2 1 1	水産技術 開発セン ターの施 策成果の 表示	施策の成果(漁業情報利用システム利用件数)の表示 について ポットアクセスを含む利用件数を実績としてその まま記載することは、成果判断の際に誤解を生むお それがある。ポットと実際の利用者の区分ができる か再検討し、費用対効果の面でそれが困難である場 合には、成果記載欄にその旨を注記するなど、読者 をミスリードしない工夫をすべきである。

【意見】46 件

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	意見の表題
1	0－1	漁港漁場課 P 7	漁港事業により造成 等した土地	未利用地の処分促進について
2	1－1	水産振興課 P 3 1～3 2	公益財団法人かごしま 豊かな海づくり協会	財産目録の記載について
3	1－2	水産振興課 P 3 4	公益財団法人かごしま 豊かな海づくり協会	基本財産の処分(投資有価証券の売却) について
4	1－3	水産振興課 P 3 8	公有財産台帳	未登記不動産の管理について
5	2－1	水産振興課 P 4 3	養殖用配合飼料価格 高騰緊急対策事業	鹿児島県による効果検証及び検証結果 の記録化について
6	2－2	水産振興課 P 4 5	養殖用配合飼料価格 高騰緊急対策事業	概算払の必要性の検討について
7	3－1	水産振興課 P 4 8～4 9	種子島周辺漁業対策 事業	電子申請の導入について
8	3－2	水産振興課 P 4 9	種子島周辺漁業対策 事業	補助金交付要綱の柔軟化について
9	4－1	水産振興課 P 5 4	水産加工業の輸出向 け HACCP (ハサッ プ) 等対応施設整備 事業	支援先の整備後における輸出実績及び 成果の把握について
10	5－1	水産振興課 P 5 6	かごしまのさかな稼 ぐ輸出応援事業	伴走支援事業の成果及びフォローアップ の検討について
11	5－2	水産振興課 P 5 9	かごしまのさかな稼 ぐ輸出応援事業	海外プロモーション支援後の状況把握と 将来への知見の整理と活用について
12	6－1	水産振興課 P 6 6～6 7	離島漁業再生支援事 業	鹿児島県による効果検証及び検証結果 の記録化について
13	6－2	水産振興課 P 6 9	離島漁業再生支援事 業	概算払の必要性の検討について
14	7－1	水産振興課 P 7 3	漁業用燃油価格高騰 緊急対策事業	鹿児島県による効果検証及び検証結果 の記録化について
15	7－2	水産振興課 P 7 5～7 6	漁業用燃油価格高騰 緊急対策事業	概算払の必要性の検討について
16	9－1	水産振興課 P 8 2～8 3	沿岸漁業改善資金貸 付事業	融資機関による転貸方式を考慮した予算 配分について
17	9－2	水産振興課 P 8 3	沿岸漁業改善資金貸 付事業	債権処理について
18	10－1	漁港漁場課 P 8 6	漁港施設占用料の収 入未済状況	収入未済額残高の管理について
19	11－1	漁港漁場課 P 8 8	地域水産基盤整備事 業	成果の記載内容について

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	意見の表題
20	11－2	漁港漁場課 P 9 2	地域水産基盤整備事業（大隅地域振興局、伊座敷漁港）	変更契約書の変更日について
21	11－3	漁港漁場課 P 9 3	地域水産基盤整備事業（南薩地域振興局、坊泊漁港）	変更理由の記載内容について
22	11－4	漁港漁場課 P 9 7	地域水産基盤整備事業（熊毛支庁、住吉漁港）	完成写真の説明について
23	12－1	漁港漁場課 P 1 0 0	広域漁港整備事業	成果の記載内容について
24	12－2	漁港漁場課 P 1 1 1	広域漁港整備事業（大隅地域振興局、牛根麓漁港）	変更契約書の作成時期について
25	12－3	漁港漁場課 P 1 1 5	広域漁港整備事業（北薩地域振興局、阿久根漁港）	工期延期の記載理由について
26	12－4	漁港漁場課 P 1 1 6	広域漁港整備事業（北薩地域振興局、阿久根漁港）	完成書類（一部）の整備について
27	12－5	漁港漁場課 P 1 1 7	広域漁港整備事業（北薩地域振興局、阿久根漁港）	変更理由の記載について
28	12－6	漁港漁場課 P 1 1 7	広域漁港整備事業（北薩地域振興局、阿久根漁港）	登録内容確認書について
29	13－1	漁港漁場課 P 1 2 6、 1 2 8、 1 3 0、 1 3 3	広域漁場整備事業（さつま地区、奄美地区、鹿児島湾・大隅地区）	入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について
30	14－1	漁港漁場課 P 1 3 6	水産基盤機能保全事業	成果の記載内容について
31	15－1	漁港漁場課 P 1 4 6	漁港施設機能強化事業	成果の記載内容について
32	15－2	漁港漁場課 P 1 5 2	漁港施設機能強化事業（大島支庁沖永良部事務所、知名漁港）	完成期間増の理由について
33	まとめ 意見 1～3	漁港漁場課 P 1 6 3 ～ 1 6 4	地域水産基盤整備事業、広域漁港整備事業、水産基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業に共通	入札執行調書の記載について
34				各チェックリストの有効利用について
35				記名・押印等の処理・様式の確認と統一について

番号	区分	主務課等 記載ページ	事業名等	意見の表題
36	16－1	漁港漁場課 P 1 8 2 ～ 1 8 3	漁港海岸保全事業 (南薩地域振興局、 久志漁港海岸)	繰越確定額の報告における誤謬に係る再 発防止策の再検証について
37	20－1	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 1 9 9	水産技術開発センタ ーの公有財産	未利用公有財産の処分について
38	20－2	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 0 ～ 2 0 1	水産技術開発センタ ーの物品	計量魚群探知機の有効利用について
39	20－3	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 2	水産技術開発センタ ーの物品	返却が確認された借受証にも返却を確認 した証跡を残すことについて
40	20－4	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 3	水産技術開発センタ ーの漁業情報システ ム	日本に割り当てられたグローバルアドレス のみ許可する設定変更について
41	20－5	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 4	水産技術開発センタ ーの漁業情報システ ム	移行したデータの網羅性確認について
42	20－6	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 4	水産技術開発センタ ーの漁業情報システ ム	移行時の切り戻し計画について
43	20－7	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 7	水産技術開発センタ ーの薬品管理	有毒薬品受払簿の記載方法等について
44	20－8	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 0 7～ 2 0 8	水産技術開発センタ ーの餌の量の確認	餌の(期末時における)棚卸資産計上につ いて
45	20－9	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 1 7	水産技術開発センタ ーの成果のアピール	成果のアピール(「主要施策の成果に関す る調書」への掲載)について
46	20－10	水産技術開発 センター〔水 産振興課〕 P 2 1 9	水産技術開発センタ ーの試験研究	受託試験研究における一般管理費及び 間接経費の請求について

第二編 第一章 水産振興課

I 水産振興課の概要

1 水産振興課の業務と組織

水産振興課が属する商工労働水産部は、鹿児島県部等設置条例第2条に基づき設置され、商業、工業及び鉱業に関する事項（同条例第8条第1号）、水産業に関する事項（同条第4号）及び県産品の販売促進等に関する事項（同条第5号）等を主な業務としている。その中で、水産振興課は、水産業振興の企画及び総合調整（鹿児島県行政組織規則第34条第1号）、栽培漁業（同条第6号）及び種子島周辺漁業対策（同条第12号）等が主な業務である。

令和6年5月末現在において、水産振興課内に37名、漁業指導取締船「制海」及び「おおすみ」に24名の合計61名を擁している。

水産振興課は、水産企画普及係、漁業調整係、漁業監理係、栽培養殖係、水産流通対策係及び漁協係の6つで構成され、出先機関として試験・研究機関である県水産技術開発センターが置かれている。また、地域振興局・支庁に農林水産部林務水産課が置かれている。

分掌事務の詳細は下表のとおりであるが、これら以外に漁業指導取締船「制海」と漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の保有と運用を行っている。

＜令和5年度の水産振興課の主な業務と組織＞

分掌業務		対応する係
イ	水産業振興の企画及び総合調整（鹿児島県行政組織規則第34条第1号）	水産企画普及係
ロ	沿岸漁業構造改善（同条第2号）	水産企画普及係
ハ	水産業普及指導（同条第3号）	水産企画普及係
ニ	漁業担い手の育成・確保（同条第4号）	水産企画普及係
ホ	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行（同条第5号）	漁業監理係
ヘ	栽培漁業（同条第6号）	栽培養殖係
ト	漁場保全（同条第7号）	漁業監理係
チ	養殖業（同条第8号）	栽培養殖係
リ	内水面における水産増殖（同条第9号）	栽培養殖係
ヌ	水産物の流通加工（同条第10号）	水産流通対策係
ル	基地周辺対策施設整備（同条第11号）	水産流通対策係
ヲ	種子島周辺漁業対策（同条第12号）	水産流通対策係
ワ	漁業調整（同条第13号）	漁業調整係
カ	在日米軍及び自衛隊の演習等に係る漁業補償（同条第14号）	漁協係
ヨ	漁船事務（同条第15号）	漁業調整係及び漁業監理係
タ	漁業用無線（同条第16号）	漁業調整係
レ	漁業保険（同条第17号）	漁協係
ソ	漁業指導取締船及び漁業調査船の維持、運行（同条第18号）	漁業監理係
ツ	資源管理（同条第19号）	漁業監理係
ネ	漁獲可能量の管理計画及び運用（同条第20号）	漁業監理係
ナ	海面利用及び遊漁対策（同条第21号）	漁業監理係
ラ	希少水生生物保護（同条第22号）	漁業監理係
ム	漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会関連（同条第23号）	漁業調整係
ウ	水産技術開発センター（同条第24号）	鹿児島県水産技術開発センター
キ	離島漁業の振興（同条第25号）	水産流通対策係

分掌業務		対応する係
ノ	水産統計及び水産広報（同条第 26 号）	水産企画普及係
オ	漁業災害及び漁業共済（同条第 27 号）	水産流通対策係及び漁協係
ク	国際漁業関連（同条第 28 号）	漁業調整係
ヤ	水産業金融関連（同条第 29 条）	漁協係
マ	水産業協同組合の検査、指導及び監督（同条第 30 号）	漁協係
ケ	漁業信用基金協会関連（同条第 31 号）	漁協係

(監査人作成)

2 上位計画と水産振興課の事業

上位計画たる「鹿児島県水産振興基本計画（令和 3 年 3 月）」の第 4 章に掲げる水産業振興施策基本目標と水産振興課において令和 5 年度に執行した各事業との対応関係は以下のとおりである。

<鹿児島県水産振興基本計画に掲げる水産業振興施策基本目標との対応関係>

A 持続可能な漁業・養殖業の推進				
項番	事業名	担当係	令和 5 年度実績 (千円)	事業番号
A-①	奄美水産資源利用開発推進事業	栽培養殖係	2,670	
A-②	漁場油濁被害救済対策事業	漁業監理係	36	
A-③	海面環境保全事業	栽培養殖係	408	
A-④	のり被害防除対策事業	栽培養殖係	585	
A-⑤	水産多面的機能発揮対策事業	漁業監理係	11,267	
A-⑥	離島漁業再生支援事業	水産流通対策係	112,192	6
A-⑦	浅海増養殖振興事業	栽培養殖係	2,300	
A-⑧	栽培漁業推進体制整備事業	栽培養殖係	115	
A-⑨	資源管理型漁業定着化事業	漁業監理係	222	
A-⑩	環境にやさしい養殖生産推進事業	栽培養殖係	49	
A-⑪	豊かな海づくり総合推進事業	栽培養殖係	210,324	1
A-⑫	カンパチ種苗生産事業	栽培養殖係	13,177	
A-⑬	ウナギ資源増殖対策事業	栽培養殖係	2,948	
A-⑭	内水面漁業振興事業	栽培養殖係	828	
A-⑮	内水面資源保全対策事業	栽培養殖係	3,350	
A-⑯	水辺の環境保全推進事業	栽培養殖係	2,000	
A-⑰	国際漁場確保対策事業	漁業調整係	160	
A-⑱	漁業調整等委員会費	漁業調整係	8,461	
A-⑲	漁業調整対策事業	漁業調整係	5,514	
A-⑳	遊漁対策調整事業	漁業監理係	1,321	
A-㉑	漁業協定等指導事業	漁業監理係	171	
A-㉒	T A C 制度推進事業	漁業監理係	48	
A-㉓	漁船管理安全対策指導事業	漁業調整係／漁業 監理係	32,257	
A-㉔	漁業取締事業	漁業監理係	137,552	8
A-㉕	漁業指導取締兼調査船代船建造事業（新規）	漁業監理係	8,925	
A-㉖	漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	水産企画普及係	95,517	7
A-㉗	養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業（新規）	栽培養殖係	172,480	2
A-㉘	ブリ人工種苗供給体制強化事業（新規）	栽培養殖係	30,148	

(鹿児島県水産振興課提出資料より監査人作成)

B 漁業の担い手の育成・確保				
項番	事業名	担当係	令和5年度実績 (千円)	事業番号
B-①	水産業改良普及事業	水産企画普及係	2,146	
B-②	漁業生産の担い手育成確保事業	水産企画普及係	636	
B-③	かごんま漁師育成推進事業	水産企画普及係	5,730	
B-④	ブルー・ツーリズムPR推進事業	水産企画普及係	399	
B-⑤	漁業近代化資金等融通助成事業	漁協係	55,589	
B-⑥	水産業経営安定支援資金融通助成事業	漁協係	-	
B-⑦	沿岸漁業改善資金貸付事業	漁協係	4,990	9
B-⑧	漁業経営改善促進資金融通事業	漁協係	2,060	
B-⑨	中小漁業者等緊急対策資金融通助成事業	漁協係	742	
B-⑩	赤潮被害緊急対策資金融通助成事業	漁協係	1,806	
B-⑪	漁業共済推進事業	漁協係	78,286	
B-⑫	漁業協同組合経営改善等指導事業	漁協係	2,110	
B-⑬	水産業協同組合育成指導事業	漁協係	1,517	
B-⑭	漁業組織緊急再編対策事業	漁協係	200	
B-⑮	漁業経営改善促進事業	漁協係	385	

(鹿児島県水産振興課提出資料より監査人作成)

C 水産物の流通・加工・販売対策				
項番	事業名	担当係	令和5年度実績 (千円)	事業番号
C-①	奄美水産資源利用開発推進事業（A-①再掲）	栽培養殖係	2,670	
C-②	かごしまのさかな消費拡大応援事業	水産流通対策係	3,031	
C-③	水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	水産流通対策係	261,689	4
C-④	かごしまの6次産業化推進事業	農政課	26,624	
C-⑤	奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業	離島振興課	367	
C-⑥	かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業	水産流通対策係	43,040	5
C-⑦	かごしまのさかな輸出品品質向上支援事業	水産流通対策係	34,790	
C-⑧	水産物グリーン物流高付加価値化事業（新規）	水産流通対策係	5,432	
C-⑨	GFPグローバル水産物産地づくり支援事業	水産流通対策係	16,325	

(鹿児島県水産振興課提出資料より監査人作成)

D 漁業生産の基盤づくり				
項番	事業名	担当係	令和5年度実績 (千円)	事業番号
D-①	浜の活力再生施設整備事業	水産流通対策係	-	
D-②	種子島周辺漁業対策事業	水産流通対策係	431,459	3
D-③	共同利用施設災害復旧事業	水産流通対策係	5,268	

(鹿児島県水産振興課提出資料より監査人作成)

上表の中の事業番号に数字が付されている事業について本章で取り扱う。また、鹿児島県水産技術開発センターについては、事業番号20として後述する。

Ⅱ 抽出した事業の検討

＜事業番号1＞ 豊かな海づくり総合推進事業(栽培養殖係)

1 事業目的

水産資源の維持・増大、栽培漁業の推進を図るため、マダイ、ヒラメ、トコブシ、ブリ、カンパチの放流用及び養殖用種苗の生産、マダイ、ヒラメの大規模放流及び放流効果調査を実施する。

また、垂水市にある県種苗生産施設の全体的な維持管理を行うとともに、老朽化した施設等の計画的な補修を行う。

2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●豊かな海づくり総合推進事業(H27～)

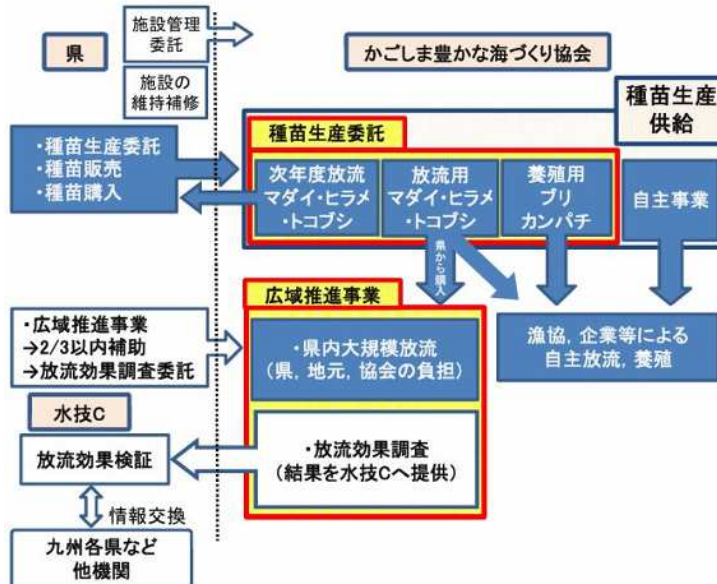
(金額単位：千円)

事業区分	事業主体	予算額			事業内容	負担区分		
		4年度	5年度	6年度		国	県	他
(1) 豊かな海づくり広域推進事業(H27～)	県 (公財) かごしま豊かな海づくり協会	36,109	36,109	36,109	・放流効果の調査等 ・種苗の購入、放流		$\frac{10}{10}$ 定額	
(2) 放流用種苗生産事業(H27～)	県	161,516	161,516	161,516	・中間種苗の購入 ・種苗生産委託(放流用：マダイ、ヒラメ、トコブシ 養殖用：ブリ、カンパチ)			$\frac{10}{10}$
(3) 種苗生産施設維持補修事業	県	12,748	12,881	13,545	・土地建物の全体的な管理運営及び施設の維持補修		$\frac{10}{10}$	
計		210,373	210,506	211,170				

●豊かな海づくり総合推進事業の全体像

豊かな海づくり総合推進事業のスキーム

- 沿岸漁場整備開発法、水産基本法に則った栽培漁業の振興を行う必要がある。
- ・水産物の種苗の生産、放流、育成に関する基本計画の策定
 - ・水産動植物の増殖、養殖の推進
 - ・放流効果実証事業、種苗生産施設の整備運営
 - ・自然、経済、社会的諸条件に応じた施策策定、実施



●種苗購入販売に係るスキーム図

豊かな海づくり総合推進事業に係る委託事業について

目的：「豊かな海づくり広域推進事業」に係る放流用種苗（マダイ、ヒラメ、トコブシ）及び養殖用種苗（カンパチ、ブリ）を育成、生産する。

- 1) 中間種苗購入費
マダイ、ヒラメ、トコブシの稚魚購入費（協会から購入） 36,667千円
 - 2) 種苗生産委託契約※（下記業務を一括委託契約）
・放流用種苗中間育成（中間種苗→放流用種苗）
・次年度放流用種苗生産（卵→次年度用中間種苗）
・養殖用種苗（ブリ、カンパチ）種苗生産 124,849千円
- ※業務履行に関し、発生した事故（疾病等）による種苗の死亡などにより生じた経費は協会が負担
- 総事業費 161,516千円

業務の流れ													(単位：千円)			
時期		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
県の事務処理		売買契約 (中間種苗) 委託契約						売買契約 (放流・養殖 種苗)					売買契約 (中間種苗)			
県の会計	収入							売払 (3月にまとめて)					売払 161,516			
	支出	購入：36,667 委託： 124,849										・仔種魚： 36,667 ・放流魚・養殖魚： 124,849				
作業	県	中間種苗 購入						種苗販売					中間種苗 販売			
	協会	中間種苗 販売					放流用種苗中間育成 養殖用種苗生産	種苗購入		次年度放流用種苗生産 養殖用種苗生産			中間種苗 購入			
協会	親	(ブリ) 需要に応じた採卵を行うための親魚養成を実施							卵	(ブリ) 協会が出荷サイズまで育成				養殖 種苗		
		卵 (カンパチ) 需要に応じて協会が養殖種苗出荷サイズまで育成						養殖 種苗								
		仔種 魚 (マダイ・ヒラメ・トコブシ) 協会が県の稚魚を放流サイズまで育成						放流 種苗								
	協会	仔種 魚	前年度に生産した仔						放流 種苗	親 (卵) (マダイ・ヒラメ・トコブシ) 協会が県の卵を中間種苗まで育成			種仔 魚	養殖 種苗		
													・親は漁協等から購入 ・経費は委託料に含まれる			
													・放流用種苗は協会が放流 ・養殖用種苗は漁協等へ販売			
													・養殖用種苗は漁協等へ販売 ・仔種魚は次年度に中間育成し、 放流			
															仔種 魚	

3 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調査)

3-1 事業実績

(金額単位:千円)

予算現額	財源内訳		支出済額	財源内訳		不用額	前年度 支出済額
	財産収入	一般財源		財産収入	一般財源		
210,506	161,516	48,990	210,324	161,516	48,808	182	210,114

[事業の実施状況] (令和6年度 水産振興施策の概要)

(金額単位:千円)

事業区分	令和5年度 実績
(1) 豊かな海づくり広域推進事業	・マダイ (33箇所、792千尾) ・ヒラメ (33箇所、533千尾) ・放流効果調査
(2) 放流用種苗生産事業	・放流・養殖用種苗生産 マダイ 867千尾、ヒラメ 564千尾 トコブシ 120千個、カンパチ 213千尾 ブリ 212千尾
(3) 種苗生産施設維持補修事業	・土地建物の全体的な管理運営及び施設の維持補修

(注)事業費は、3月補正後最終予算額ベース

3-2 支出済額の内訳(令和5年度 歳出決算書)

(金額単位:千円)

科目	決算額	主な支出内容
08-02 普通旅費	71	
10-02 その他の需用費	48,353	
消耗品費	37,026	放流用種苗購入
燃料費	96	
印刷製本費	20	
修繕費	11,211	種苗生産施設の修繕
12 委託料	129,721	種苗生産業務委託、放流効果調査業務委託、種苗生産施設維持管理業務委託
18 負担金補助交付金	32,179	
補助金	32,179	令和5年度水産業振興補助金
合計	210,324	

3-3 成果指標と活動指標

本事業は、「おさかな王国かごしま」の実現のため、「稼ぐ力」を引き出す水産業を目指し、持続可能な漁業・養殖業を推進するための施策として実施されている。この点、「鹿児島県水産業振興基本計画」においては、成果指標として下記の指標が定められている。

区分	指標	目標値（令和12年）
鹿児島県水産業振興基本計画	漁獲物の販売金額が800万円以上の経営体の割合（漁船漁業）	19%
	収獲物の販売金額が1億円以上の経営体の割合（ぶり類養殖業）	55%
	生産額_①漁船漁業	23,690百万円
	生産額_②海面養殖業	53,280百万円
	生産額_③内水面漁業	87百万円
	生産額_④内水面養殖業	30,200百万円
	漁業就業者数	4,700人
	漁業経営体数	2,500経営体
	水産食料品製造金額	83,600百万円
	水産物輸出額	11,000百万円
	漁場の整備面積	36,600ha
	漁船が安心して利用できる漁港の防波堤整備率	91%
	ICTを利用した漁場予測の技術開発	4件
	水産加工品の商品開発数	24件

当事業においては上記の目標を達成するため、下記の活動指標及び成果指標を定めている。

当事業固有の成果指標

指標	放流・養殖用種苗生産		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	マダイ 864千尾、ヒラメ 573千尾、トコブシ 75千個、カンパチ 10千尾、ブリ 240千尾	マダイ 848千尾、ヒラメ 584千尾、トコブシ 81千個、カンパチ 10千尾、ブリ 240千尾	マダイ 862千尾、ヒラメ 567千尾、トコブシ 77千個、カンパチ 10千尾、ブリ 240千尾
実績値	マダイ 932千尾、ヒラメ 573千尾、トコブシ 130千個、カンパチ 165千尾、ブリ 523千尾	マダイ 848千尾、ヒラメ 582千尾、トコブシ 109千個、カンパチ 174千尾、ブリ 328千尾	マダイ 867千尾、ヒラメ 567千尾、トコブシ 120千個、カンパチ 213千尾、ブリ 212千尾

当事業固有の活動指標

指標	マダイ、ヒラメの大規模放流		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	・マダイ（35箇所、836千尾） ・ヒラメ（34箇所、533千尾）	・マダイ（33箇所、818千尾） ・ヒラメ（35箇所、543千尾）	・マダイ（34箇所、835千尾） ・ヒラメ（33箇所、533千尾）
実績値	・マダイ（35箇所、836千尾） ・ヒラメ（34箇所、533千尾）	・マダイ（33箇所、818千尾） ・ヒラメ（34箇所、543千尾）	・マダイ（32箇所、792千尾） ・ヒラメ（33箇所、533千尾）

3-4 成果の内容(令和6年度定期監査調査)

奄美、熊毛海域を除く県下全域にマダイ及びヒラメ稚魚の大規模な放流等を実施し、栽培漁業の定着を図った。

事務事業の計画内容等	事務事業の実施、成果の内容
広域推進事業	(1) 事業主体 （公財）かごしま豊かな海づくり協会、県 (2) 事業内容 ア 放流事業（マダイ、ヒラメの放流） イ 放流効果調査（市場調査、遊漁団体調査） (3) 事業費 75,526,467 円（県の負担額 35,927,122 円） 上記ア 71,778,345 円（県 4.5/10、協会 5.5/10） 上記イ 3,748,122 円（県 10/10）
放流用種苗生産事業	(1) 事業主体 県 (2) 事業内容 ア 中間種苗の購入 イ 種苗生産委託（放流用：マダイ、ヒラメ、トコブシ 養殖用：ブリ、カンパチ）

	(3) 事業費 161,516,000 円 (県 10/10)
種苗生産施設維持補修事業	(1) 事業主体 県 (2) 事業内容 土地建物の全体的な管理運営及び施設の維持補修 (3) 事業費：12,881,000 円 (県 10/10)

4 公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会

4-1 概要

公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会は、財団法人鹿児島県栽培漁業協会（昭和 60 年 9 月設立）を前身とし、平成 23 年 4 月に公益法人としての認定を受け、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会に改称している。

4-2 主な事業

1. 水産資源の種苗の生産，育成，調達，供給及び放流に関する事業
2. 放流効果の調査に関する事業
3. 海洋環境の保全に関する事業
4. 水産資源の保全に係る知識の啓発普及に関する事業
5. その他，前条の目的を達するために必要な事業

4-3 役員の状況(令和 6 年 3 月 31 日)

役職名	氏名	常勤・非常勤	他の法人等の代表状況等
理事長	平林 孝之	非常勤	鹿児島県商工労働水産部 部長
副理事長	市田 恵八朗	非常勤	鹿児島県水産団体 会長
専務理事	矢野 浩一	常勤	
理事	尾脇 雅弥	非常勤	垂水市 市長
理事	中屋 謙治	非常勤	いちき串木野市 市長
理事	川畑 三郎	非常勤	指宿漁業協同組合 前代表理事組合長
理事	柳川 良則	非常勤	内之浦漁業協同組合 代表理事組合長
監事	堀下 聖仁	非常勤	堀下聖仁公認会計士事務所 所長
監事	新納 敬志	非常勤	鹿児島県漁業協同組合連合会 総務部 部長

4-4 組織図(令和5年度)



4-5 職員数(令和6年3月31日)

区分	人数	備考
正規職員	8名	男性8名 平均年齢42.9歳 平均勤続年数14.6年
パートタイマー	16名	男性13名、女性3名 平均年齢65.3歳 平均勤続年数6.1年

4-6 決算状況

かごしま豊かな海づくり協会の過去5年間の決算状況は、以下のとおりである。

① 資産・負債・正味財産

令和6年度末の基本財産11億89百万円のうち、10億70百万円は投資有価証券であり、残額は預金である。また、特定資産1億19百万円は全額が預金である。このように総資産の大部分を預金と投資有価証券が占めており、特に投資有価証券の占める割合が大きい点の特徴である。なお、投資有価証券は国債、社債、仕組債、政府保証債、公営企業債であり、複数の債券を運用することでリスク分散および収益の安定を図っている一方で、金利変動による価格変動リスクに晒されている。

② 収益・費用

経常収益は主として、受取地方公共団体受託事業費等の受取受託事業費、ブリ供給収益等の事業収益、受取地方公共団体補助金等の受取補助金等、基本財産運用益で占められている。なお、事業収益は令和3年度をピークに減少傾向にある。

経常費用はそのほとんどが事業費であり、主として種苗購入費や生産経費（人件費・消耗品費・光熱水料費・飼料費等）である。

当期経常増減額は過去5期連続で赤字となっているが、その主な原因は、その他有価証

券に分類される投資有価証券の時価の下落に伴う評価損の計上によるものである。

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総資産	1,623,587	1,600,766	1,605,260	1,520,621	1,486,449
基本財産	1,339,110	1,324,645	1,294,169	1,222,975	1,189,274
(内、投資有価証券)	1,238,110	1,223,645	1,193,169	1,121,975	1,070,016
特定資産	116,564	102,993	107,467	112,262	119,019
(内、退職給付引当資産)	49,759	35,454	38,151	40,969	44,074
負債	97,868	84,642	89,387	87,761	95,858
(内、退職給付引当金)	45,956	35,454	38,151	40,969	44,074
正味財産	1,525,719	1,516,123	1,515,873	1,432,860	1,390,590
(うち特定資産への充当額)	66,805	67,539	107,467	112,262	119,019
経常収益	315,872	379,125	400,806	367,910	356,276
(内、受取受託事業費)	140,295	154,023	144,923	144,923	141,722
(内、事業収益)	87,267	142,312	175,074	138,795	132,881
(内、受取補助金等)	33,548	32,179	32,179	34,630	32,179
(内、基本財産運用益)	23,347	21,313	19,833	20,035	20,277
経常費用	317,758	375,113	371,125	380,063	366,864
評価損益等	▲15,845	▲13,837	▲30,476	▲71,193	▲32,599
当期経常増減額	▲17,731	▲9,825	▲795	▲83,346	▲43,186
経常外収益	292	229	545	333	917
経常外費用	—	0	—	0	—
当期経常外増減額	292	229	545	333	917
当期一般正味財産増減額	▲17,439	▲9,596	▲251	▲83,013	▲42,269

4-7 指摘：貸借対照表及び貸借対照表内訳表の誤りについて
(現状)

特定資産に区分されている退職給付引当資産は負債（退職給付引当金）を財源としているため、一般正味財産（うち特定資産への充当額）にはこれを含めるべきではないが、退職給付引当資産も含めた特定資産の合計額が一般正味財産（うち特定資産への充当額）に計上されていた。

なお、各年度の一般正味財産（うち特定資産への充当額）の誤謬金額は下記の通りである。

令和3年度：38,151,000円の過大計上（※1）

令和3年度における前年度計上額：35,454,000円の過大計上（※2）

令和4年度：40,969,000円の過大計上（※3）

令和5年度：44,074,000円の過大計上（※4）

以下、貸借対照表からの抜粋。

項目	令和2年度	令和3年度の 前年度計上額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定資産	102,993	102,993	107,467	112,262	119,019
(内、退職給付引当資産)	35,454	35,454	38,151	40,969	44,074
負債	84,642	84,642	89,387	87,761	95,858
(内、退職給付引当金)	35,454	35,454	38,151	40,969	44,074
正味財産	1,516,123	1,516,123	1,515,873	1,432,860	1,390,590
(うち特定資産への充当額)	67,539	102,993(※2)	107,467(※1)	112,262(※3)	119,019(※4)

【指摘 1-1】貸借対照表及び貸借対照表内訳表の誤りについて

令和元年度から令和5年度の財務諸表をレビューしたところ、令和3年度から令和5年度の財務諸表において上記の誤りが発見された。視察時のヒアリング結果からは下記の原因が考えられる。

- 一般正味財産（うち特定資産への充当額）には特定資産の合計額を計上するとの誤解があった。
- 令和2年度まで正しい会計処理がなされていたことを勘案すると、令和3年度において財務諸表作成者の交代等があり、適切な引継ぎがなされていなかった。

この点、貸借対照表及び貸借対照表内訳表は、法人及びその事業別の財政状態を判断する上で重要な計算書類であるため、関連法規に基づいて正しい会計処理を行うことが求められる。したがって、会計基準等の正確な理解はもとより、業務の引継ぎがある場合には「申し送り書」を作成する等、業務の引継ぎを適切に行う必要があると考える。

●かごしま豊かな海づくり協会の対応

一般正味財産（うち特定資産への充当額）は、会計システムの期首残高の登録及び退職給付引当資産計上の際に反映されるようになっていたが、計上の際反映されないようにシステムの修正を行っている。また、会計処理については、令和6年度から正しい数値を計上し、財務諸表に対する注記に過年度誤りについて記載したものを理事会において承認を受けることとしている。

4-8 意見：財産目録の記載について
（現状）

財産目録に「建物 OAフロア 66.56 m²」との記載があるが、登記簿謄本を確認したところ、OAフロアは県所有の建物であることが確認された。

以下、財産目録からの抜粋

（単位：円）

貸借対照表科目		場所物量等	使用目的	金額
その他固定資産	建物		法人会計で管理している。	
	OAフロア	66.56 m ²		(1)

【意見 1-1】財産目録の記載について

令和元年度から令和5年度の財務諸表をレビューしたところ、財産目録の記載について上記の事項が発見された。かごしま豊かな海づくり協会においては、県から賃借している建物のうちOAフロアについて内装工事を行っており、これを建物として計上しているため、その床面積を財産目録に記載しているが、以下の2点について確認が必要であると考え。

➤ 内装工事の内容

内装工事等の内部造作については、これが壁や床の内装工事など建物と一体になっているケースでは「建物」として処理し、建物と一体のように見える設備でも、電気設備（照明設備など）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備に該当するものは「建物付属設備」として計上する必要がある。OAフロアの内装工事が後者に該当する場合には勘定科目の修正が必要であると考え。

➤ 財産目録における表記

現状の財産目録の表記は、自己所有建物と賃借建物の表記が同様の表記となっており、財務諸表等利用者からは OA フロアが自己所有の建物であるとの誤解を招く恐れがある。したがって、財産目録における場所・重量等の表記について床面積を記載するのであれば、「賃借部分の床面積 66.56 m²」とする等の対応が必要であると考えている。

●かごしま豊かな海づくり協会の対応

財産目録における場所・重量等の表記を「賃借部分の床面積 66.56 m²」とすることとしている。

4-9 指摘：投資有価証券の評価方法の誤りについて
(現状)

投資有価証券は、全銘柄がその他有価証券に区分される債券に該当するが、償却原価法が適用されていない。

【指摘 1-2】投資有価証券の評価方法の誤りについて

その他有価証券に区分される債券については、債券金額と取得価額の差額が金利の調整である場合には、償却原価法を適用した上で時価評価することが求められている。ただし、取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合は、償却原価法を適用しないことも認められている（公益法人会計基準に関する実務指針 Q36）。

この点、投資有価証券の期末評価資料を確認したところ、取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しいことについて検証されていないにもかかわらず、全ての債券について償却原価法が適用されていなかった。

取得差額について重要性の判定がなされていない以上、取得差額が金利の調整である場合には、償却原価法を適用した上で時価評価することが必要である。

【指摘 1-3】公益法人会計基準に関する実務指針についての考え方について

かごしま豊かな海づくり協会は以下の理由から「公益法人会計基準に関する実務指針」は適用する必要が無いとしているが、本実務指針は「公益法人会計基準について（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月 16 日改正）別紙公益法人会計基準」（以下「平成 20 年会計基準」という。）の会計処理等についての実務上の指針であることから、監査対象外の公益法人についても公益法人会計基準に基づいて会計処理を行う際の実務上の指針として斟酌すべきものである。

したがって、その他有価証券に区分される債券については、債券金額と取得価額の差額が金利の調整である場合には、償却原価法を適用した上で時価評価する必要がある。ただし、取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合は、償却原価法を適用しないことも認められていることについては前述の通りである（公益法人会計基準に関する実務指針 Q36）。

●かごしま豊かな海づくり協会の考え方

公益法人会計基準に関する実務指針は、設定主体が日本公認会計士協会であり、公認会計士が監査を実施する上で遵守すべき指針である。よって実務指針については、監査対象会社以外の法人は適用については、任意であり、必ずしも適用する必要はないとの認識であったが、今回の指摘を踏まえ新年度からは本実務指針を斟酌した上で会計処理を行う方針である。

<公益法人会計基準に関する実務指針>

≪ I. 本実務指針の適用範囲 ≫

≪ 1. 適用範囲 ≫

1. 本実務指針は、内閣府公益認定等委員会によって設定された「公益法人会計基準について（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月 16 日改正）別紙公益法人会計基準」（以下「平成 20 年会計基準」という。）及び「「公益法人会計基準」の運用指針」（平成 20 年 4 月 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月改正）（以下「平成 20 年会計基準運用指針」という。）の 2. ①から④に定める法人（以下「公益法人」という。）に関する平成 20 年会計基準の会計処理等についての実務上の指針を Q & A 方式で提供するものである。

<公益法人会計基準の運用指針>

2. 公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

① 認定法第 2 条第 3 号に定めのある公益法人（以下「公益社団・財団法人」という。）

② 整備法第 123 条第 1 項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）

③ 整備法第 60 条に定めのある特例民法法人（以下「申請法人」という。）（整備法第 44 条、第 45 条の申請をする際の計算書類を作成する場合。）

④ 認定法第 7 条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

<公益法人会計基準に関する実務指針>

≪ (3) その他有価証券に区分された債券の時価評価 ≫

Q36：その他有価証券に区分された債券を時価評価する場合の会計処理を具体的に示してください。

A：金融商品会計基準によると、その他有価証券に区分された債券について、償却原価法を適用した上で時価評価することが求められている（金融商品会計実務指針第 276 項）。

また、平成 20 年会計基準では、金融商品の運用による利息等と評価損益（売却損益を含む。）を明確に分けて表示することが定められている。したがって、原則的にはその他有価証券に区分された債券については、償却原価法を適用した上で時価評価する必要がある。

ただし、取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合は、償却原価法を適用しないことも認められている（平成 20 年会計基準注解（注 1）（2））。

4-10 意見：基本財産の処分（投資有価証券の売却）について
（現状）

基本財産の処分は、協会の業務遂行上やむを得ない場合に限り認められており（定款第 6 条 2 項、財産管理運用規程第 6 条 1 項）、また、この場合、理事会及び評議員会の特別決議が要求されている（定款第 6 条 2 項、財産管理運用規程第 6 条 2 項）。

この点、現状、投資有価証券の売却は証券会社からより有利な投資案件が持ち込まれたときにポートフォリオの見直しを目的として実行されており、理事会及び評議員会に諮ることなく専務理事の専決により行われている。

【意見 1-2】基本財産の処分(投資有価証券の売却)について

基本財産は、定款において基本財産と定められた資産をいい(公益法人会計基準の運用指針 12. 財務諸表の科目)、かごしま豊かな海づくり協会においては「基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。」と規定されている(定款第5条2項)。

基本財産は事業において不可欠な財産だからこそ、その処分はやむを得ない場合に限定されており、また、その決定は法人にとって重要な意思決定であるため、普通決議ではなく特別決議が要求されている。

この点についてかごしま豊かな海づくり協会に確認したところ、以下の理由から本件有価証券の売却は基本財産の処分にはあたらないことから専務理事の専決で問題ないとしている。

- ① 本件取引は「有価証券の入替」であることから、「基本財産としての性質の著しい変更にはあたらない」。
- ② 有価証券の入替の前後で額面価額は変わらないことから、「処分」にはあたらない。

確かに、協会における有価証券の売却は、証券会社からより有利な投資案件が持ち込まれたときにポートフォリオの見直しを目的として実行されていることから、有価証券の入替ではあるが、その際に有価証券の帳簿価額が一部減少し、減少部分が預金になる場合があることから、少なくとも預金に変更となった部分は「法人の意思に基づく基本財産の著しい変更」にあたる。また、法人の基本財産の帳簿価額が減少している以上、額面価格が変わらないことをもって「処分」にはあたらないとするのは問題があると考ええる。

資産運用の専門家でない役職員が10億円超の有価証券を運用し、その果実(利息)によって事業経費の不足分を補填している状況となっており、過去5年は多額の時価評価損を計上している。このような状況を勘案しても有価証券の運用は極めて慎重に実行すべきであり、たとえ有価証券の入替であっても、その一部が預金に変更となることがある以上、「基本財産の処分」として理事会及び評議員会に諮る必要があると考える。

<定款>

(基本財産の管理運用及び処分)

第6条 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合及び基本財産から除外しようとする場合には、理事会及び評議員会において、決議に加わることができる理事及び評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

<財産管理運用規程>

(処分等)

第6条 基本財産は、協会の業務遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分、除外し、又は担保に供することができる。

2 前項の場合には、理事会及び評議員会において、決議に加わることができる理事及び評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

<「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督につい

て（通知）＞

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

① 基本財産となっている資産の滅失

② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更

③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

（解説）（一部抜粋）

災害による滅失等の基本財産となっている資産が失われた場合、基本財産を土地による運用から定期預金による運用に変更する場合等の法人の意思に基づく基本財産の著しい変更を伴う場合、基本財産を縮小し、法人運営資金を得る場合等の法人の意思に基づく基本財産額を減少させる場合については、これを処分に該当するものとして取り扱うこととし、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少については、これを処分に該当しないものとする。

4-11 指摘：利益相反取引について

（現状）

かごしま豊かな海づくり協会においては、副理事長が代表を務める鹿児島県漁業協同組合連合会から飼料を購入している。

この点、公益財団法人の理事が利益相反取引を行う場合には、理事会による事前の承認及び事後の報告が求められており（一般法人法第 84 条、第 92 条、第 197 条）、また、貴法人の定款においても同様の手続きが求められているが（定款第 38 条）、本件取引について当該手続きが執られていなかった。

【指摘 1-4】利益相反取引に関する手続上の瑕疵について

法人の理事は、利益相反取引を行う場合、取引の前までに、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（一般法人法第 84 条、第 92 条第 1 項、第 197 条）。

また、承認を受けて行った場合であっても、当該取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない（一般法人法第 92 条第 2 項、第 197 条）。

また、規制の対象となる利益相反取引によって損害が発生した場合、承認を受けて行ったか否かにかかわらず、利益相反取引を行った理事や当該取引を行うことを決定した理事は、任務を怠ったものと推定される（一般法人法第 111 条第 3 項、第 198 条）。承認を受けて行った場合には、さらに、理事会の承認の決議に賛成した理事（理事会議事録に異議を留めなかった理事は当該決議に賛成したものと推定される。一般法人法第 95 条第 5 項、第 197 条）も任務を怠ったものとして推定される（同条同項）。

また、外郭団体系の公益法人における都道府県や市町村との委託取引についても注意が必要である。『公益法人・一般法人によくある質問』（公益財団法人公益法人協会）の質問 313（P385）によれば、代表理事が市の部長級職員であるとき、公益法人がその市から業務を委託され契約する場合においても、「理事会承認をしておくほうが、堅実な運営です。」とされ

ている。これは、契約の相手方はその法人の理事ではない市長であるものの、その代表理事が市の職員として、市のために不当に廉価な取引を強いるという可能性がありうるためということである。

この点、協会においては県の商工労働水産部の部長が理事長を務めていることから、県との取引についても理事会による事前の承認及び事後の報告の要否を検討する必要があると考える。

規制の対象となる利益相反取引に該当する可能性のある取引を行う際は、慎重に検討し、適切な手続を経るように準備することが重要になる。

<定款>

(取引の制限)

第38条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする協会との取引

(3) 協会が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において 協会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

●かごしま豊かな海づくり協会の対応

理事会において、承認及び報告を行うこととしている。

4-12 指摘:評議員の資格確認手続について

(現状)

評議員を選任する場合には、定款規定（第16条）の資格要件を満たしていることを確認する必要があるが、これを確認することなく選任されている。

【指摘1-5】評議員の資格確認手続について

評議員は、公益財団法人の最高意思決定機関である評議員会の構成員であり、評議員会において法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っている。

この点、かごしま豊かな海づくり協会においては、その職務執行の適正を確保するために、定款第16条において特殊関係者の選任を制限しているものと考えられることから、評議員の選任においては、定款第16条の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手続を適切に実施する必要がある。

<定款>

(構成)

第16条 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の各号のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ. 当該評議員の使用人
- ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 理事
- ロ. 使用人
- ハ. 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ. 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）であるもの。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる要件

●かごしま豊かな海づくり協会の対応

今後、定款第16条の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手することとしたいとしている。なお、現評議員に対しても同様に確認を行うこととしている。

5 物品管理

【所定の管理手続】

地方自治法第239条では、現金、公有財産、基金以外の動産は物品とされている。この点、鹿児島県においては、鹿児島県会計規則においてその管理手続を定めており、重要物品出納計算書及び普通物品出納計算書を作成し（第119条）、その関係帳簿と現物の照合が求められている（鹿児島県会計規則施行指針第71）。

【指摘1-6】帳簿間の整合性について

県は所有物品について「備品管理票」を作成しその管理を行っており、貸付物品については別途「物品貸付簿」を作成しその管理を行っている。かごしま豊かな海づくり協会への貸付物品に係る両帳簿の整合性を確認したところ不整合が確認された。

具体的には、備品管理票上の貸付物品は86件となっているが、物品貸付簿上は366件となっており、調査の結果、物品貸付簿が正しいことが確認されている。

適切な財産管理及び保全の観点から正確な備品管理票の作成が求められる。したがって、不備の発生原因を調査した上で速やかに必要な修正を行うべきである。

6 公有財産管理

6-1 所定の管理手続

地方自治法第 238 条では、公有財産として不動産、不動産の従物等が挙げられている。この点、鹿児島県においては、鹿児島県公有財産管理規則においてその管理手続を定めており、第 17 条において公有財産については公有財産台帳を備えることが義務づけられている。

6-2 土地について

(土地の概要)

土地は、種苗生産施設用地である。当該土地については、土地台帳が作成されている。

【指摘 1-7】土地台帳の不備について

土地台帳に下記工作物が含まれていることが確認された。

異動年月日	価格	備考
平成 16 年 4 月 1 日	45,293,000 円	平成 15 年度工作物（取水管）設置
平成 18 年 4 月 1 日	106,303,000 円	平成 16 年度工作物（ろ過器）設置

不備の発生原因を調査した上で速やかに土地台帳の修正を行うべきである。また、上記の工作物については別途工作物台帳を作成の上、その管理を行うことが必要である。

6-3 建物について

(建物の概要)

主要な建物は、種苗生産施設と事務所である。当該建物については、建物台帳が作成されている。

【意見 1-3】未登記不動産の管理について

建物は未登記である。登記を要する公有財産を取得したときは、遅滞なく、その手続を執らなければならないが、県が所有する土地に建物を建てた場合にあっては、登記は不要とされていることから（県有建物の登記事務の取扱いについて）、これを省略しているとのことであった。

この点、建物台帳登録資産の実在性、網羅性及び登録内容の正確性を検証するため、契約書等、その根拠となる証憑書類を依頼したものの、確認することはできなかった。登記を省略するのであれば、これに代替する根拠資料を保管し、その権利関係を明らかにしておくことが望まれる。

<県有建物の登記事務の取扱いについて>

2 登記が必要でないもの

前記以外のもので、県有地の中に自から建てた建物（県有地内の庁舎等）については、次のような理由により登記を行う必要はない。

ア 県有地内に県が自ら建てた建物については、登記の実益がなく、また、登記が無いことによる支障も別に生ずることがない。

イ 不動産登記法上も、県有建物については登記義務が免除されており、法的問題もない。（不動産登記法附則第 5 条）

7 豊かな海づくり総合推進事業に係る契約の状況

7-1 随意契約

令和5年度において豊かな海づくり総合推進事業で締結された契約のうち、随意契約の状況は以下のとおりである。なお、契約手続は適切に実施されており、指摘すべき事項は発見されなかった。

(単位：千円・税込)

内容	契約金額	契約日	適用法令
		計上科目	
令和5年度豊かな海づくり総合推進事業に係る種苗生産業務委託	124,849	令和5年4月1日 水産業振興費（委託料）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争に適さないことによる随意契約）及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号（公益財団法人との直接契約）及び第13号（特殊の性質を有する品物の買い入れ）
令和5年度豊かな海づくり総合推進事業に係る放流用種苗購入	36,667	令和5年4月1日 水産業振興費（需用費）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争に適さないことによる随意契約）及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号（公益財団法人との直接契約）及び第13号（特殊の性質を有する品物の買い入れ）
令和5年度種苗生産施設維持管理業務委託	1,670	令和5年4月1日 水産業振興費（委託料）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争に適さないことによる随意契約）及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号（公益財団法人との直接契約）及び第13号（特殊の性質を有する品物の買い入れ）
令和5年度豊かな海づくり総合推進事業に係る放流効果調査業務委託	3,202	令和5年4月1日 水産業振興費（委託料）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争に適さないことによる随意契約）及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号（公益財団法人との直接契約）及び第13号（特殊の性質を有する品物の買い入れ）

＜事業番号2＞ 養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業(栽培養殖係)

1 事業目的

配合飼料価格高騰の影響を緩和するため、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している養殖業者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る。

2 事業内容、予算額推移及び負担区分

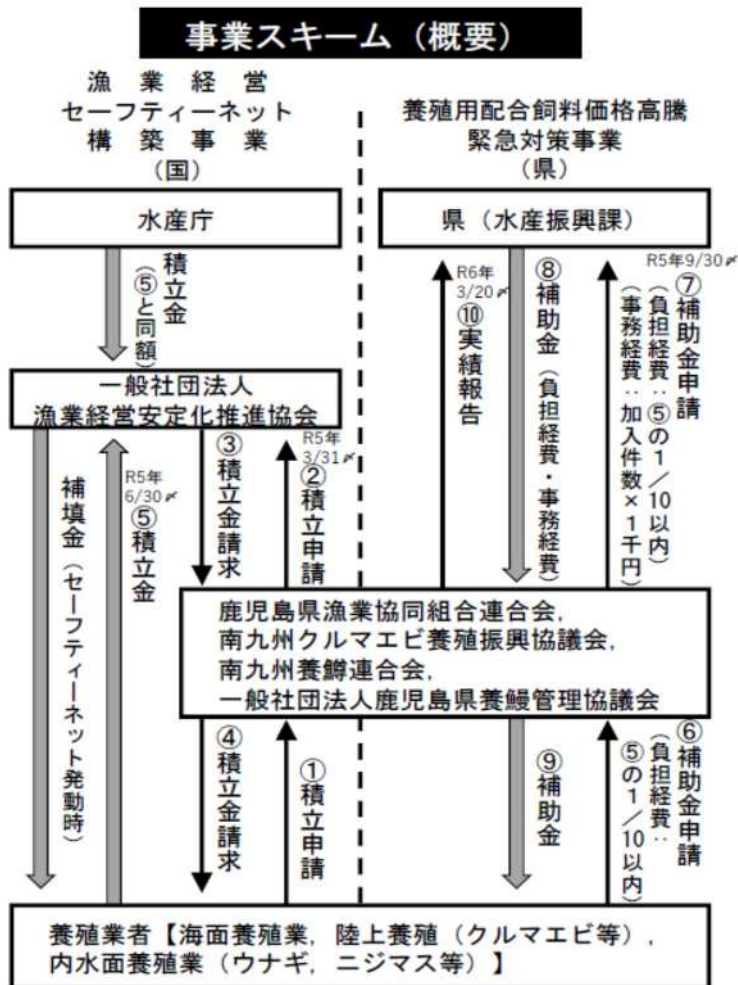
●養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業(R5～)

(金額単位：千円)

事業区分	事業主体	予算額			事業内容	負担区分		
		4年度	5年度	6年度		国	県	他
(1) 養殖業者の負担経費支援	県漁連等	-	238,686	280,520	漁業経営セーフティーネット構築事業に加入する際の漁業者等の積立金の1/10を補助	$\frac{7}{10}$	$\frac{3}{10}$	
(2) 事業主体の事務経費支援	県漁連等	-	271	251	養殖業者が所属する事業主体の事務経費を補助(1千円/者)	$\frac{7}{10}$	$\frac{3}{10}$	
計		-	238,957	280,771				

※ 令和5年度は、令和4年3月補正予算で実施

●事業スキーム図



3 事業実績と成果の内容（令和6年度 定期監査調査）

3-1 事業実績

（金額単位：千円）

予算現額	財源内訳		支出済額	財源内訳		不用額	前年度支出済額
	国庫支出金 （地方創生 臨時交付 金）	一般財源		国庫支出金 （地方創生 臨時交付 金）	一般財源		
238,957	167,270	71,687	172,480	167,270	5,210	66,476	0 （皆増）

[事業の実施状況]（令和6年度 水産振興施策の概要）

（金額単位：千円）

事業区分	令和5年度 実績
(1) 養殖業者の負担経費支援	・支援実績 237 者
(2) 事業主体の事務経費支援	・支援組織 3 組織

3-2 支出済額の内訳（令和6年度 定期監査調査）

（金額単位：千円）

科目	決算額	支出内容
18 負担金補助交付金	172,480	
補助金	172,480	養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金
合計	172,480	

3-3 成果指標と活動指標

本事業は、「おさかな王国かごしま」の実現のため、「稼ぐ力」を引き出す水産業を目指し、持続可能な漁業・養殖業を推進するための施策として実施されている。この点、「鹿児島県水産業振興基本計画」においては、成果指標として下記の指標が定められている。

区分	指標	目標値（令和12年）
鹿児島県水産業振興 基本計画	漁獲物の販売金額が800万円以上の経営体の割合（漁船漁業）	19%
	収獲物の販売金額が1億円以上の経営体の割合（ぶり類養殖業）	55%
	生産額_①漁船漁業	23,690百万円
	生産額_②海面養殖業	53,280百万円
	生産額_③内水面漁業	87百万円
	生産額_④内水面養殖業	30,200百万円
	漁業就業者数	4,700人
	漁業経営体数	2,500経営体
	水産食料品製造金額	83,600百万円
	水産物輸出額	11,000百万円
	漁場の整備面積	36,600ha
	漁船が安心して利用できる漁港の防波堤整備率	91%
	ICTを利用した漁場予測の技術開発	4件
	水産加工品の商品開発数	24件

当事業においては上記の目標を達成するため、下記の活動指標及び成果指標を定めている。

当事業固有の成果指標

指標	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）への加入率の増加		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	—	—	92%
実績値	—	—	85%

当事業固有の活動指標

指標	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）における養殖業者の積立金への一部支援		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	—	—	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）における養殖業者の積立金への一部支援：271者 事業実施主体の事務経費支援：4 組織
実績値	—	—	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）における養殖業者の積立金への一部支援：237者 事業実施主体の事務経費支援：3組織

3-4 成果の内容（令和6年度定期監査調書）

コロナ禍における養殖用配合飼料価格高騰の影響を緩和するため、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している養殖業者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図った。

事務事業の計画内容等	事務事業の実施、成果の内容
養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	1. 事業主体 県漁連、漁協等 2. 事業内容 (1). 令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している養殖業者の負担経費を補助 (2). 養殖業者が所属する県漁連、漁協等の事務経費を補助 3. 負担区分 (1). 養殖業者の負担経費の1/10を補助 (2). 事業加入者1者あたり1千円を補助 4. 事業実績 (1). 漁業者・養殖業者 237 者 (2). 県漁連・漁協等 3 組織 事業費 172,480,125 円

4 指摘及び意見

4-1 意見：鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

（現状）

本補助金は次のとおり、補助金の交付の対象となる事業を行う者に、他の者を經由して補助する間接補助である。

<養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱>

（事業実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、県内に事業所を有する以下の団体等とする。

(1) 鹿児島県漁業協同組合連合会

- (2) 南九州クルマエビ養殖振興協議会
- (3) 南九州養鰺連合会
- (4) 一般社団法人鹿児島県養鰻管理協議会
(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、事業の完了日から起算して30日以内又は3月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 養殖用配合飼料セーフティーネット事業加入者及び補助金申請者一覧（様式第4号）
- (4) 履行が確認できる書類

<鹿児島県補助金等交付規則>

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

所管課によれば、鹿児島県による本事業の効果検証の記録化はしていないが、事業実施主体から提出された資料を基に、所管課が、事業実施主体により実施された事業全体の効果を検証しているとのことであった。

【意見2-1】鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。

(理由)

鹿児島県は、本件事業の実施主体に対して補助金を交付する以上、事業実施主体により実施された事業の効果検証をし、補助金が本事業の目的達成に資する使途に使用されたか、交付金額が適正であったか、本事業の今後の実施方法をどのように改善していくべきか、といった事項について、鹿児島県としての判断をすることが求められる。

したがって、鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。

4-2 指摘：補助金額の算出方法について

(現状)

本補助金の補助対象経費のうち当該事業に伴う事業実施主体の事務経費に係る補助金額算出方法は次のとおりである。

<補助金額算出方法について>

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- (1) 養殖用配合飼料セーフティーネット事業に加入した事業実施主体所属の養殖業者の積立金
- (2) 当該事業に伴う事業実施主体の事務経費
(補助金額)

第4条 補助金額は、以下のとおりとする。

- (1) 前条(1)における補助金の額は、事業実施主体所属の養殖業者の積立金の10分の1（1円未満の端数は切り捨て）を合計した額とする。
- (2) 前条(2)における補助金の額は、養殖用配合飼料セーフティーネット事業に加入し、当該事業へ申請する事業実施主体所属の養殖業者1者当たり1千円とする。

※出所：「養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱」

この点、第3条(2)における補助対象は事務経費であるため、事務経費の実費額を超える補助金を交付すべきではないが、補助金額を定める第4条(2)では事務経費の実費額を上限とする定めは無く、1者当たり一定額を支払う定めとなっている。

＜補助金の交付実績について＞

本補助金においては、3組織に対して事務経費補助金を交付しているが、補助金額の決定に当たり、実費額との比較を行った上でこれを決定しているのは1組織のみであり、その他の2組織に対しては、実費額との比較を行うことなく補助金額を決定している。その結果、補助金申請件数が最も多く事務経費負担の大きいことが予想されるA会（193件）よりも補助金申請件数の少ないC会（39件）の方が補助金交付額が大きくなるという逆転現象が生じている。

事業実施主体	補助金申請件数	申請額	実費額	補助金額
A会	193	193,000円	10,725円	10,725円
B会	7	7,000円	不明（※）	7,000円
C会	39	39,000円	不明（※）	39,000円

※ 県は実費額を確認していない。

【指摘2-1】補助金額の算出方法について

補助金交付要綱における補助金額の算定方法に関する条項において事務経費の実費額を補助金額の上限とする定めがない場合には、交付先の事務経費の実費額が申請額よりも小さい場合、補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

また、補助金申請額と事務経費の実費額との比較を特定の組織にのみ行うのは明らかに不公平な取扱いであり、補助金交付事務に係る公平性の観点から問題がある。

よって、県は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、また、補助金交付事務に係る公平性の観点から、本補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補助金額の上限とすることや、補助金額が事務経費の実費額を超える額となった場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

4-3 指摘：消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて

(現状)

本補助金の補助対象経費のうち当該事業に伴う事業実施主体の事務経費に係る補助金額算出方法は前述とおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

しかし、養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、県は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかどうかについて、確認を実施していない。

【指摘 2-2】消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

よって、県は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。

4-4 意見：概算払の必要性の検討について

(現状)

下記交付金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

申請日	概算払申請額	概算払を必要とする理由
令和5年12月18日	21,047,900 円	速やかに会員へ支援を行う必要があるため
令和6年1月6日	151,636,700 円	速やかに会員へ支援を行う必要があるため
令和6年2月13日	1,390,800 円	速やかに養殖業者へ支援を行う必要があるため

出所：令和5年度養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業補助金概算払申請書（以下、「概算払申請書」という）

【意見 2-2】概算払の必要性の検討について

鹿児島県補助金等交付規則第16条には補助金等の概算払に関する規定がある。補助金等の交付は補助金等の額を確定した後において行うことが原則であるが、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。この点について、概算払申請書においては、「速やかに支援を行う必要があるため」との記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。よって、県においては、補助金等交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、鹿児島県補助金等交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<関連法規：鹿児島県補助金等交付規則>

(補助金等の交付)

第 16 条第 14 条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、別に定めるところにより、概算払又は前金払申請書及び補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

＜事業番号3＞ 種子島周辺漁業対策事業(水産流通対策係)

目的:

ロケット打上げによる周辺漁業への影響を緩和するため、関係漁協等が行う共同利用施設等の整備等を支援し、漁業経営の安定を図る。

経緯:

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA¹)種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所でのロケットの打上げは、種子島周辺の漁業者の理解と協力のもと実施されている。JAXA は、関係5県（鹿児島県、宮崎県、大分県、高知県、愛媛県）と協議し、ロケット打ち上げ機会の通年提供（最大17機）と引き換えに共同利用施設の整備等にかかる費用を負担している。



出典：JAXA HP

事業内容は下表のとおりである。

〈表1〉種子島周辺対策事業の事業主体、予算額、負担区分

事業区分	事業主体	予算額	負担区分
(1)共同利用施設設置事業	県 市町村 漁協等 県漁連	千円 432,888	JAXA
(2)漁場・増殖場造成改良事業			7/10 以内
(3)増養殖・漁場管理施設設置事業			県
(4)水産業近代化施設設置事業			1/10 以内
(5)漁村環境改善施設設置事業			他
(6)その他の事業 ・資源及び漁場の調査 ・操業効率化促進支援事業 ・実践的な実験事業 ・普及啓蒙活動 ・研修会の開催			2/10 以上
(7)知事が特に認める事業			
(8)県付帯事務	県		JAXA

¹ JAXA：国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（Japan Aerospace Exploration Agency）

〈表2〉種子島周辺対策事業の実施状況

(単位：千円)

補助金交付先	事業実施主体	事業区分	事業内容	総事業費	JAXA	県
垂水市	漁協	(1)	蓄養殖用施設、製氷機施設(1期目)	290,275	203,192	15,243
南大隅町	漁協	(1)	蓄養殖用施設	9,000	6,300	456
指宿市	漁協	(1)	漁船漁具保全施設、漁船用補給施設	44,885	31,188	2,292
いちき串木野市	漁協	(1)(4)	製氷冷蔵施設、地域産物展示販売施設	49,160	34,412	2,662
枕崎市	漁協	(1)	製氷冷蔵施設	56,250	39,375	3,057
鹿屋市	漁協	(1)	製氷冷蔵施設	25,200	16,485	1,205
日置市	漁協	(5)	水産物加工処理施設	6,100	4,270	310
西之表市	漁協	(1)(6)	水揚げ荷さばき施設、操業効率化促進支援事業	5,929	3,884	303
中種子町	漁協	(1)	水揚げ荷さばき施設	3,680	2,576	187
南種子町	漁協	(1)	漁船漁具保全施設	12,897	9,027	756
屋久島町	漁協	(1)	漁船用補給施設、水揚げ荷さばき施設	61,600	43,120	2,971
県漁業協同組合連合会	県漁業協同組合連合会	(1)	水揚げ荷さばき施設	6,750	4,725	360
			事務費1	3,103	3,103	
			小計	574,829	401,657	29,802
県	県水産技術開発センター	(6)	カンパチ種苗高度化技術開発試験他	15,434	10,802	4,630
県			事務費2	6,931	6,931	-
			合計	597,194	419,390	34,434

※総事業のうち、県財務諸表に掲載される金額は、歳出（県欄+JAXA欄）及び歳入(JAXA欄)の金額である。

※事業区分の番号は〈表1〉の事業区分番号

本件事業に係る JAXA からの負担金額は直近 10 年間で約 4～5 億円/年であり、令和 5 年度は 419 百万円であった。これは補助対象事業費の 7/10 と県事務費全額であるが、県は支出削減を図るため、県が事業主体として実施する研究事業及び人件費を含む事務経費も当該負担金で賄っている。加えて、補助対象事業費の 1/10 以内を県負担としているが、実際の支出割合は 0.5/10 程度に抑制されており、県の逼迫した予算事情が垣間見える。

補助金交付の流れは、各漁協からの要望を市町村が取りまとめ、県に申請し、JAXA と協議する。JAXA は関係 5 県からの要望を踏まえて、予算の調整を行う。原則事業実施後に JAXA から交付される補助金は、県及び市町村を経て、各漁協に交付される。

令和 5 年度に支出した本件補助事業より抽出した 2 事業について、関係書類を閲覧し、手続きの妥当性を質問等により確かめた。

【意見 3-1】電子申請の導入について

本件事業補助金が交付されるまでに、漁協等⇒市町村⇒県⇒JAXA⇒五県調整と、複数の組織が関与する。

「鹿児島県水産業振興補助金交付要綱」「鹿児島県種子島周辺漁業対策事業実施要領」に定める様式は、事業実施計画書、事業（設計）変更書、事業中間報告書、事業実績報告、交付請求書等多岐にわたるが、これらの書類は全て紙面で受け渡しされている。漁協等の作成した資料を市町村が確認し、市町村より県に提出される各種書類は水産振興課で事業主体別に綴られているが、1 件あたり 100 頁を超えるものも少なくない。DX による業務

効率化²及び SDGs の観点³からも、関係市町村も巻き込んだ電子申請体制の整備を検討されたい。

なお、参考事例として、本件と同種の補助金について電子申請可能としている他県事例を下記記載する。

参考：大分県 HP 漁業管理課が所管する各種電子申請(種子島周辺漁業対策事業費補助金)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16350/tanegasima.html>

高知県 HP 電子申請システム導入事業一覧表 (No.378 高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金)

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022070600117/file_contents/file_2022712218411_1.pdf

【意見 3-2】補助金交付要綱の柔軟化について

本件補助金は、「鹿児島県水産業振興補助金交付要綱」に定める事業を補助対象とする。この事業は平成 22 年文部科学省、JAXA 及び県との覚書添付「種子島周辺漁業対策事業実施要領」で定められている（〈表 1〉参照）。

本件補助金は、ロケット打上げによる影響の補填であるが、県下の漁協等の施設整備に長年貢献してきたと思われる。一方で、漁協等の要請に応じて交付される補助金であることから、県の水産業振興施策と本件補助金による整備事業の方向性が必ずしも一致しないことも考えられる。

現在、県の補助率は原則一律であるが、覚書に基づく施設整備項目を基本としながらも、県の水産業振興施策への合致度に応じて県負担率を加重するなど、県の施策と方向性が合うよう誘導することも有用かと考える。

参考：「高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱」

対象事業区分、事業内容、補助対象経費は本県覚書と同様だが、特定の事業の補助率に差を設けている

原則 補助率 7/10 以内

特例 ①IoT 化、ブリ人工種苗、HACCP 認定、輸出拡大などに係る事業 7.5/10 以内

②南海トラフ地震対策関連事業 8/10 以内

² 「鹿児島県デジタル推進戦略」(令和 4 年 3 月)より抜粋

2 行政のデジタル化

① 行政サービスの向上

●デジタル化による利便性の向上を県民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を着実に推進します。

④ 市町村支援

●県民に身近な行政を担う市町村が、国の進める自治体情報システムの標準化・共通化及び行政手続のオンライン化への移行を着実に取り組むことができるよう、必要な支援を行います。

³ 「鹿児島県庁環境保全率先実行計画」(令和 6 年 1 月改訂)より抜粋

第 6 章 目標達成に向けた取組

柱となる戦略

4 ICT 利活用 職コミや電子申請システム等の ICT 利活用の推進

・職コミのメールや回覧等の機能、電子申請システム、Web 会議等の ICT 利活用による省力化・効率化・ペーパーレス化など

【水産物の流通・加工・販売対策の概要】

1 鹿児島県における水産物の流通・加工・販売対策事業

① 奄美水産資源利用開発推進事業

事業内容	奄美海域の水産資源の有効活用を図るため、藻場造成試験、スジアラ種苗量産技術開発、水産物の付加価値向上試験を実施
事業主体	鹿児島県（負担区分は国 1 / 2、県 1 / 2）
予算額	令和 5 年度： 2,670,000 円 → 令和 6 年度： 2,638,000 円

② かごしまのさかな消費拡大応援事業

事業内容	県内外での本県水産物の認知度向上・消費拡大を図るため、魚食普及活動やマーケットのニーズに対応した販売促進活動を支援する。県内の水産加工品を一堂に集めた水産物品評会を開催し、生産者の意欲向上と技術革新を図る
予算額	令和 5 年度： 3,159,000 円 → 令和 6 年度： 3,159,000 円
実績	かごしまのさかな普及応援事業、補助件数 3 件（公募）、水産加工品マーケット拡大事業①水産物品評会開催 126 点②消費者等への P R 活動として、県 H P への記載、ジャパンインターナショナルシーフードショーでの P R、鹿児島のタベでの P R 活動

③ 水産加工業の輸出向け H A C C P 等対応施設整備事業（詳細は後述）

事業内容	H A C C P 等の基準に対応するために必要な水産加工業の輸出向け施設整備等を支援する（詳細な検討は、事業番号 4 にて後述）
予算額	令和 5 年度： 673,313,000 円 → 令和 6 年度： 476,253,000 円
実績	事業番号 4 にて後述

④ かごしまの 6 次産業化推進事業

事業内容	県産農林水産物の付加価値向上を図るため、関係機関・団体等が連携しながら、6 次産業化実践者等への継続的な支援を行う
予算額	令和 5 年度： 29,806,000 円 → 令和 6 年度： 32,126,000 円（但し農政部農政課分一括計上）

⑤ かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業（詳細は後述）

事業内容	漁協や輸出商社関係者が一体となった競争力向上等に資する取組を支援する（詳細な検討は、事業番号 5 にて後述）
予算額	令和 5 年度： 46,750,000 円 → 令和 6 年度： 44,750,000 円
実績	事業番号 5 にて後述

⑥ かごしまのさかな輸出産品品質向上支援事業

事業内容	本県水産物の品質向上と輸出拡大を図るため、輸出産品のニーズや規制に対応した商品の製造技術開発等を行う
予算額	令和 5 年度： 35,382,000 円 → 令和 6 年度： 9,911,000 円

⑦ G F P グローバル水産物産地づくり支援事業

事業内容	県農林水産物輸出促進ビジョンに基づき、アジア、米国、EU などに対する県産農林水産物の輸出拡大を図るため、生産体制と販売力の強化に取り組む
予算額	令和 5 年度： 30,000,000 円 → 令和 6 年度： 5,500,000 円

⑧ 奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業

事業内容	奄美群島における農林水産物の輸送コストの負担軽減を図るため、本土と比べて割高になっている農林水産物の輸送費の一部助成を行う。奄美群島 10 市町村を通じて輸送コストを支援（移出 12 品目・原材料 1 品目）
予算額	令和 5 年度： 696,699,000 円 → 令和 6 年度： 587,964,000 円（但し総合政策部離島振興課一括計上）

⑨ 水産物グリーン物流高付加価値化事業

令和 5 年度予算 5,500,000 円が存在する。

2 検討する事業の抽出

上記①～⑨のうち、予算額が高額で他課と一括計上されていない③水産加工業の輸出向け H A C C P 等対応施設整備事業及び⑤かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業を抽出し、それぞれ事業番号を 4 及び 5 として以下で検討する。

＜事業番号4＞ 水産加工業の輸出向け HACCP(ハサップ)等対応施設 整備事業(水産流通対策係)

1 目的

水産加工品の輸出拡大を図るため、水産加工業者が行う輸出先国の規制に対応した HACCP 等の基準を満たすために必要な施設等の整備を支援する。

2 内容

予算額は令和5年度 673,313,000 円、令和6年度 476,253,000 円である。施設等整備費（新設、増築、改築、機器整備等）・効果促進事業（HACCP等の認証取得にかかる費用、施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるものとする）の事業主体は水産業協同組合、水産加工業者等（負担区分は国1/2以内、その他1/2以上）である。

3 実施状況

① 事業実施主体 株式会社 A

事業内容	ブリ加工場新築工事
補助金交付先	指宿市
補助事業費（実績額）	186,061,990 円
国庫補助金	85,815,000 円
補助金交付決定	令和4年11月14日
事業完了日	令和5年12月25日
事業の目的	現状、錦江湾で養殖されたブリ・カンパチを仕入れ、輸出向け製品として、フィレ・ロイン等一次加工を行い、アメリカ・台湾に輸出。今後、更に輸出を拡大するにあたり、米国の小売店等からより高度な衛生管理を求められているところであり、そのために現行の HACCP 基準より更に厳しい衛生管理が求められる BRC 認証取得を目指し、本事業を活用して工場を新設する。工場新設により、高度な品温・室温管理等行えるようになり、中国・韓国・タイなどのさらなる輸出先国の拡大を図る。
結論	適切な工事等が行われている。

② 事業実施主体 株式会社 B

事業内容	鰹たたき加工整備工事
補助金交付先	枕崎市
補助事業費（実績額）	120,433,000 円
国庫補助金	54,400,000 円
補助金交付決定	令和5年1月13日

事業番号4 水産加工業の輸出向け HACCP(ハサップ)等対応施設整備事業

事業完了日	令和6年3月11日
事業の目的	現状、株式会社Bは水産加工品（かつお・まぐろ）の製造・販売・輸出を実施。新品目（ブリ）での HACCP 認証取得にあたり、機器経年劣化（現在の機器では損傷による物理的危険要因あり）に伴い認証取得が困難。浸漬装置・X線検査機及び選別器を一体の生産ラインとして導入し、金属・非金属類を生産ライン上で取り除くとともに生産商材と従事者との接触機会を最低限にする機器の整備により衛生管理体制を強化し（ぶりたたき・フィレにつき対米 HACCP 取得予定）、新品目を米国向け及びシンガポール、タイ、中国への輸出を拡大。
入札	機械類の専門性及び稼働後のメンテナンス等から指名業者2社を選定。
結論	適切な工事等が行われている。

③事業実施主体 有限会社 C

事業内容	フィレマシナー式・ブレッダー式の整備
補助金交付先	阿久根市
補助事業費（実績額）	20,300,000 円
国庫補助金	10,150,000 円
事業の目的	現在においても日系スーパー等へ商品輸出を行っているものの、魚介類については、HACCP 認証取得していても内臓を取り除いたものでなければ輸出できない、アレルギー対策が十分でないという規制があるため、これら規制等に対応したフライ商品の開発・製造を行うためにフィレマシン及びブレッダーを整備する。
結論	フィレ・開き加工機及びヘッドカッター式、パン粉付け機及びパン粉補給機一式とともに予定価格を下回る額での入札がなされ、適切な工事等が行われている。

④事業実施主体 株式会社D（施設等整備事業）

事業内容	設計監理業務及び食品充填工場増築工事
補助金交付先	枕崎市
補助事業費（実績額）	556,530,000 円
国庫補助金	278,265,000 円
補助金交付決定	令和3年9月1日
事業完了日	令和4年9月30日
事業の目的	株式会社Dでは水産調味料（かつおエキス等）を製造、販売しているが、米国向け水産加工品の輸出には HACCP 認証の取得が必要となっており、設備の整備が必要。現在の製造工場では区画整備がなされていないため HACCP 等規制に適合せず輸出が困難。抽出液製造ライン、遠心分離濾過器、濃縮装置、加熱装置等の機器類の導入及び食品充填工場

事業番号4 水産加工業の輸出向け HACCP(ハサップ)等対応施設整備事業

	の増築工事を行う。
結論	食品充填工場の増築工事について、H A C C P 等対応施設整備事業対象外の費用を除外した上で実績額が算出されていた。

⑤事業実施主体 E 有限会社

事業内容	機械一式既存建物改修工事、建物新設工事、設計監理、認証審査、コンサルティング
補助金交付先	鹿児島市
補助事業費（実績額）	222,628,000 円
国庫補助金	111,314,000 円
補助金交付決定	令和 5 年 1 月 13 日
事業完了日	令和 6 年 2 月 27 日
事業の目的	E 有限会社は水産物の加工(ブリ、カンパチ、鰹等)の製造販売輸出を実施。米国等海外輸出には F D A—H A C C P 認証等の取得が求められ施設の設備が必要。現在の鹿児島市中央卸売場施設では衛生環境面等が理由で H A C C P 等規格に該当せず改修も困難なため、自社での施設整備を計画。工場の新築、既存施設の改修及び 3 D フリーザー・真空包装機等衛生設備の導入により衛生管理体制を強化、各輸出国における規制に対応、重点品目のブリ・タイを含む鹿児島県で水揚げされる水産物を米国、ベトナム、シンガポール、マレーシア、台湾、香港、タイに輸出。
入札状況	◇食品安全国際規格 FSSC22000 規格認証取得コンサルティング 一般競争入札 参加 1 者 ◇実施設計及び設計工事管理業務 一般競争入札 参加 1 者 ◇既存建物改修工事 一般競争入札 参加 1 者 ◇生産機械設置一式工事業務 一般競争入札 参加 1 者 ◇規格認証審査業務 一般競争入札 参加 1 者 ◇建物新設業務 一般競争入札 参加 4 者 再々入札で不落のため随意契約
結論	建物新設工事及び設計監理費について、H A C C P 等対応施設整備事業対象外の費用を除外した上で実績額が算出され適正と考える。

【意見 4-1】支援先の整備後における輸出実績及び成果の把握について

H A C C P 等対応施設整備費を支援した水産業協同組合や水産加工業者等について、整備後の輸出実績が当初目標値と著しく乖離していないか、今後の輸出額の推移について継続的に注視する必要がある。

＜事業番号5＞ かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業（水産流通対策係）

1 鹿児島県水産物の輸出額の推移（品目ごと）

（単位：億円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養殖ブリ	95.01	58.17	105.93	111.85	119.16
養殖カンパチ	2.51	0.82	2.85	3.90	3.99
その他	5.47	3.82	25.97	20.63	17.19
計	102.99	62.81	134.75	136.37	140.34

令和2年度に大幅に減少したが（新型コロナの影響と思われる）、その後は順調に増加、令和5年度は、水産物輸出合計額で、前年度比3%の伸びを示している。

主な輸出先は米国、養殖ブリが中心である。

水産物輸出合計額 200 億円（令和7年度）が今後のビジョン・目標額として設定されている。

2 輸出応援事業

（1）目的

輸出促進による漁業者の経営安定を図るため、漁協や輸出商社等関係者が一体となった販売促進活動や他国産競合商品との競争力向上等に資する取り組みを支援する。

（2）内容

予算額は令和5年度 46,750,000 円、令和6年度 44,750,000 円である。

そのうち

- ア 海外専門家による伴走支援事業の令和6年度の予算額は 8,500,000 円・事業主体は県（負担区分 10/10）、
- イ 海外プロモーション支援事業の令和6年度の予算額は 33,250,000 円・事業主体は加工業者・商社・漁協等（負担区分は定額）である。

(3) 抽出した事業の検討

ア 海外専門家による伴走支援

業務委託名	かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業に係るマーケティング調査及びマッチング支援 業務委託
目的	有望な輸出先市場での現地ニーズを正確に把握することで高付加価値商品の開発・販売や海外でのプロモーション活動に活かすとともに、ターゲットとなる国や販売チャンネルを的確に選定し本県水産物の輸出をさらに促進する
委託業務内容	これまでプロモーションを実施してきた地域における定番化へ向けたフォローアップ、有望な輸出先市場における輸出拡大に向けたマーケティング調査、県内生産者と海外商社・バイヤー等とのマッチング、商社等が行う販売活動のフォローアップ
履行期限	令和6年3月31日
契約	指名推薦委員会で決定された指名業者 A 株式会社との随意契約 令和3年・4年の実績に基づき選定されている
契約日	令和5年6月5日
業務委託料	10,500,000 円とする業務委託契約
備考	令和6年3月28日 かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業に係るマーケティング調査最終報告書提出 イギリス・マレーシア・中東でのマーケティング調査の実施

【意見 5-1】伴走支援事業の成果及びフォローアップの検討について

事業の継続性を踏まえ、A 株式会社との随意契約となったことに異論はない。

同社作成上記令和6年3月28日付報告書には、マーケティング調査等の結果を踏まえ、水産物輸出額 200 億円に向け、詳細に鹿児島県産水産物の輸出拡大戦略・方針の提言がなされている。中心となるのは、これまでに輸出実績のあるブリ・カンパチである。今後、同提言をどのように活用していくかが課題となる。

ただこれまでプロモーションを実施してきた地域における定番化へ向けたフォローアップ、県内生産者と海外商社・バイヤー等とのマッチング、商社等が行う販売活動のフォローアップも本年度の委託の目的となっているが、この点に関する記載がなく、結果の把握がなされていないように思われる。

本事業は令和3年度より継続、3回目を数えており、これまでのプロモーション活動による成果（及びそのフォローアップ活動）につき検討、明確にしていく時期に入っているように思われる。

イ 海外プロモーション支援 33,250,000 円

イギリス・UAE・インド・ベトナム・タイ・シンガポール・マレーシア・台湾・ブルネイ・カナダ・米国の 11 の国・地域で 19 プロジェクトを実施。このうち 10 事業を抽出

① 事業主体 B 漁業協同組合

委託事業費	3,000,000 円
連携する商社等	C 株式会社（事業費同額の業務委託契約書あり）
事業期間	令和 5 年 9 月 24 日～令和 6 年 3 月 27 日
事業内容及び目的	・アメリカ依存からの脱却を目的 ・新興国の中で所得の高いマレーシア現地複数レストランにてカンパチを中心に鹿児島水産物フェア、商談会、新商品開発を実施
事業費詳細	実施店舗との調整 100,000 円、メニュー開発 200,000 円、輸出入 1,250,000 円、フェア実施 600,000 円、商談 200,000 円、商品開発調整 200,000 円、トライアル輸出入 150,000 円、全体運営管理 300,000 円とされている（明細なし）
報告	令和 6 年 3 月 25 日 プロモーション販売実施報告書提出
成果	商談継続中 11 社、新商品開発 6 点

② 事業主体 D 漁業協同組合

委託事業費	2,400,000 円
連携する商社等	株式会社 E（事業費同額の業務委託契約書あり）
事業期間	令和 5 年 9 月 12 日～令和 6 年 3 月 15 日
事業内容	・現地商社（バイヤー）を招聘し県内の産地視察、中華系高級レストランでのカンパチメニュー開発及びプロモーション
変更	〔令和 5 年 11 月 29 日〕 当初のバイヤー招聘 400,000 円のみからグランドメニュー化の検討と実施 2,000,000 円を追加 ・サンプル商品購入費 200,000 円・輸送費 200,000 円・販売活動費 1,000,000 円・出張費 600,000 円とされている（明細なし）
成果	中華系高級レストランでカンパチを使用した 2 メニューが定番化した

③事業主体 F 漁業協同組合

委託事業費	2,300,000 円
連携する商社等	G（事業費同額の業務委託契約書あり）
事業期間	令和 5 年 9 月 4 日～令和 6 年 3 月 13 日
事業内容	ベトナム・ホーチミンにて現地 5 日本食レストランでのカンパチフェア・FOOD&HOTEL HANOI 出展を実施
事業費詳細	展示会費用 40 万円・マーケティング費用 1,000,000 円・店舗オペレーション 900,000 円とされている（明細なし）
業務報告書提出	令和 6 年 3 月 13 日
成果	旧正月ギフト製品が成約、フェアによる 2 件の商談継続中、営業により 2 件の成約

④事業主体 H 漁業協同組合

委託事業費	2,100,000 円
連携する商社等	I 株式会社（事業費同額の業務委託契約書あり） I 株式会社は、アメリカ国内で展開する甲社グループの一員
事業期間	令和 5 年 10 月 3 日～令和 6 年 1 月 31 日
事業内容	当該漁協カンパチの主要輸出先である米国（令和 4 年度の実績では全体の 60%）での新たな販路開発。競合するブリが浸透していないダラスでのシーフードショー出展、ハワイにおける商談会実施
業務報告書提出	令和 6 年 1 月 31 日
成果	商談 2 件

⑤事業主体 J 漁業組合

補助事業費	1,052,343 円(交付確定額 1,000,000 円)
連携する商社等	株式会社 K
事業期間	令和 5 年 10 月 17 日～令和 5 年 12 月 11 日
事業内容	タイバンコク日系百貨店水産コーナーにて養殖真鯛の販促・P R。飲食店向けに鹿児島県産水産物にかかる営業商談を実施
成果	商談 6 件

⑥事業主体 L 漁業組合

補助事業費	2,074,681 円
連携する商社等	M、N 株式会社
事業期間	令和 5 年 9 月 13 日～令和 6 年 3 月 28 日
事業内容	台湾 4 店舗でのブリ、真鯛フェア、タイ 8 店舗の小売店で鹿児島県産魚の認知度向上のためのブリ、カンパチ、カツオ、真鯛フェアの実施
成果	台湾ー売上 2,464,440 円（フェア期間での注文人数 17 人／日） タイー売上 6,808,741 円（フェア期間での注文人数 14 人／日）
備考	予定事業費 2,800,000 円から実績に応じ 2,074,681 円に変更

⑦事業主体 O 漁業協同組合

委託事業費	1,700,000 円
連携する商社等	株式会社 P（事業費同額の業務委託契約あり）
事業期間	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 15 日
事業内容	O 漁協の令和 3 年度の輸出額約 11 億円のうち大半（令和 3 年度は輸出額全体の 70%）を占める米国依存を脱却し、それ以外への輸出を伸ばす必要から、英国レストランにおけるメニュー開発によるレストラン向けブリ・真鯛のプロモーションを行う。高級多国籍レストランで、ブリ・真鯛のメニュー開発、レストラン関係者 30 名に対し試食座談会を行う
成果	来場者からの発注あり

⑧事業主体 Q 漁業組合

補助事業費	1,969,088 円
連携する加工業者	株式会社 R
事業期間	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 15 日
事業内容	昨年度台湾向けに開発したメニューのブラッシュアップや品質確認等、継続販売に向けたフォローアップを実施し定番メニュー化を目指す。日本の乙社の台湾法人でのカンパチスープ、カンパチ（スキンスロイン）
成果	カンパチスープのグランドメニュー化達成。但し製造許容量少なく商品単価影響、目標下回る。カンパチ（スキンスロイン）は定番化見送り

⑨事業主体 S 漁業協同組合

補助事業費	4,029,144 円（交付確定額 4,000,000 円）
連携する加工業者	T、U 漁業協同組合
連携する商社等	V、W 株式会社
事業期間	令和 5 年 8 月 8 日～令和 6 年 2 月 29 日
事業内容	ニューヨークにおける試食会（10 名・10 社）・販売促進活動、インドにおける試食会、商談、ボストンにおける商談、ラスベガスにおける展示会参加等により、ブリ・カンパチの輸出拡大を図る
成果	◇ニューヨークにおけるカンパチの認知度向上 ◇インドにおける商談（インポーター 5 社・レストラン 5 社） ◇ボストンにおける商談継続数社

⑩事業主体 X 漁業協同組合

補助事業費	1,036,121 円
連携する商社等	株式会社 Y、Z
事業期間	令和 5 年 9 月 12 日～令和 6 年 3 月 29 日
事業内容	アメリカでの新たな販路開拓を行う必要。大量輸送が可能な冷凍でのテスト輸出を実施、カリフォルニア 10 店舗・ハワイ 6 店舗の小売店でのカンパチフェアを実施
備考	当初事業費 1,950,000 円から輸送費の減少等により 1,036,121 円に変更

【意見 5-2】海外プロモーション支援後の状況把握と将来への知見の整理と活用について

各事業ともに一定のプロモーション効果があげられている。

ただ、業務委託契約の形式をとったものにつき、契約の性質上やむを得ないかもしれないが、委託金額の積算根拠が概括的に過ぎ、その根拠資料の添付もなく金額が適正か否か判断しがたいものが存在した。

本事業は、本県水産業の促進のため積極的に推進されるべきものと思料するが、他方で一時的、単発的な効果のみで終了することも十分ありうる事業であるため、事業が終了した後の商談・取引等の継続状況に特に注視する必要がある。

海外専門家による伴走支援事業による情報・提言・実績、本海外プロモーションの各事業によって得られた情報・提言・実績を集約、活用していくことが望ましい。

＜事業番号6＞ 離島漁業再生支援事業(水産流通対策係)

1 事業目的

離島漁業の再生や特定有人国境地域における雇用拡充を図るため、共同で漁場の生産力の向上に関する取組などを行う離島の漁業集落、新たな漁業・水産物直売・漁家民宿などを行う民間事業者等に対し支援を行う。

2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●離島漁業再生支援事業(H17～21、H22～26、H27～31、R2～6)

(金額単位：千円)

事業区分	事業主体	予算額			事業内容	負担区分		
		4年度	5年度	6年度		国	県	他
(1) 離島漁業再生支援交付金	市町村	123,402	123,402	123,402	○離島漁業再生支援交付金 ・離島漁業再生事業交付金(基本交付金) 共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落(又は漁業地区)に対し交付金を交付する。(※特認離島における負担割合。交付単価は一般離島の2/3) ・離島漁業新規就業者特別対策事業(H27～) 離島の新規就業者に対する漁船・漁具等のリース取組を支援 ○特定有人国境離島漁村支援交付金(H29～) 特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援。 ※雇用の創出を円滑に行うための環境整備	定額	定額	定額
						※定額	任意	任意
						$\frac{2}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
						$\frac{5}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{4}{10}$
						$\frac{2}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(2) 離島漁業再生支援推進事業	県	3,600	3,600	3,600	・離島漁業再生支援事業推進交付金 離島漁業再生支援事業の円滑な推進を図るため、指導、助言、確認事務及び交付事務等を行う。	$\frac{10}{10}$		
	市町村	5,696	5,560	5,673		$\frac{10}{10}$		
計		132,698	132,562	132,675				

3 事業実績と成果の内容（令和6年度 定期監査調書）

3-1 事業実績

（金額単位：千円）

予算現額	財源内訳		支出済額	財源内訳		不用額	前年度支出済額
	国庫支出金 （離島漁業 再生支援交 付金及び離 島漁業再生 支援推進交 付金国庫補 助金）	一般財源		国庫支出金 （離島漁業 再生支援交 付金及び離 島漁業再生 支援推進交 付金国庫補 助金）	一般財源		
115,276	89,915	25,361	112,191	88,607	23,584	3,084	112,505

[事業の実施状況]（令和6年度 水産振興施策の概要）

（金額単位：千円）

事業区分	令和5年度 実績
(1)離島漁業再生支援交付金	19市町村 33漁業集落に交付金を交付 ・基本交付金（19市町村 33漁業集落）
(2)離島漁業再生支援推進事業	県及び18市町村が円滑な事業推進を図るため、指導、助言及び交付事務等を実施

詳細は次ページのとおりであります。

令和5年度離島漁業再生支援交付金 活動実績

令和6年3月末時点

活動項目		実施市町村数	実施集落数	長島町	出水市	薩摩川内市	十島村	西之表市	中種子町	南種子町	屋久島町	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	喜界町	天城町	徳之島町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町
基本交付金のうち漁業の再生に関する話し合い等 (いずれかの活動を実施した漁業集落数)		19	33	12	2	10	1	10	3	3	6	8	2	2	3	2	3	3	3	3	2	3
	漁業協定の管理体制における担当者の報酬	15	28	4	1	5	0	5	1	1	2	2	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1
	交付事務の委託料	17	23	4	1	0	1	0	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	話し合い・備品に関する経費	16	30	4	0	5	0	5	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組 (いずれかの活動を実施した漁業集落数)		19	33	15	1	17	3	27	4	4	9	11	5	4	6	3	2	6	3	2	2	5
種苗放流		17	29	3	1	5	0	5	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1
漁場の管理・改善 (いずれかの活動を実施した漁業集落数)		18	30	3	0	4	1	5	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	オニイトデ駆除	4	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
	2 サメ駆除	16	22	0	0	0	1	4	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 藻場造成	8	14	3	0	2	0	4	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	4 その他	8	11	1	0	1	1	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
産卵場・育成場の整備		12	25	4	0	5	1	5	1	1	2	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0
漁場監視		9	18	4	0	1	0	5	1	0	0	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
その他		3	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に要した経費 (いずれかの活動を実施した漁業集落数)		18	32	13	0	10	3	7	2	2	3	7	2	2	3	2	2	2	1	6	3	5
新たな漁具・漁法の導入		7	7	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
新規漁業への着業		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
新規養殖業への着業		1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協業化による経営収支の改善・安全性の向上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
低・未利用資源の活用		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
品質の均一化に向けた取組		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
高付加価値化		3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
流通体制改善		8	8	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1
簡易加工		6	10	1	0	0	1	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
海洋レジャーへの取組		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
伝統漁法の取組		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁労技術の向上の取組		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販路拡大		7	14	4	0	5	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1
その他		15	24	4	0	3	0	3	1	1	2	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0
新規就業者に関する取組		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁船の貸与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁労設備の貸与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁具等の貸与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度事業対象市町村及び漁業集落数

事業実施市町村数 19市町村

漁業活動集落数 33集落

令和5年度活動実績		市町村数	漁業集落数
1	基本交付金のうち漁業の再生に関する話し合い等	19	33
2	基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組	19	33
3	基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に要した経費	18	32

3-2 支出済額の内訳

(1) 令和5年度歳出決算書

(金額単位：千円)

科目	事業計	離島漁業再生支援交付金	離島漁業再生支援推進事業
08-02 普通旅費	1,864	—	1,864
10-02 その他の需用費	779	—	779
消耗品費	779	—	779
13 使用料及び賃借料	65	—	65
18 負担金補助及び交付金	109,482	104,811	4,671
交付金	109,482	104,811	4,671
合計	112,191	104,811	7,380

(2) 離島漁業再生支援交付金（令和6年度 定期監査調書）

(単位：円)

市町村	離島漁業再生支援交付金						市町村費
	協定締結	協定対象漁業世帯	事業費	交付金 (国＋県)	国	県	
長島町（特認）	4	105	13,954,200	8,587,200	5,367,000	3,220,200	5,367,000
出水市（特認）	1	6	540,099	409,549	279,000	130,549	130,550
特認離島計	5	111	14,494,299	8,996,749	5,646,000	3,350,749	5,497,550
薩摩川内市	5	117	18,454,400	13,520,000	10,400,000	3,120,000	4,934,400
十島村	1	18	1,523,885	1,390,000	1,311,000	79,000	133,885
西之表市	5	133	25,495,272	20,684,000	16,461,000	4,223,000	4,811,272
中種子町	1	44	5,618,939	4,555,200	3,504,000	1,051,200	1,063,739
南種子町	1	34	6,438,000	5,188,300	3,991,000	1,197,300	1,249,700
屋久島町	2	69	10,231,167	7,233,200	5,564,000	1,669,200	2,997,967
奄美市	3	75	11,804,903	8,630,700	6,639,000	1,991,700	3,174,203
大和村	1	22	3,014,040	2,264,600	1,742,000	522,600	749,440
宇検村	1	11	2,286,132	1,788,800	1,376,000	412,800	497,332
瀬戸内町	1	65	9,806,999	7,283,900	5,603,000	1,680,900	2,523,099
喜界町	1	26	4,357,613	3,181,100	2,447,000	734,100	1,176,513
徳之島町	1	33	5,598,000	3,647,800	2,806,000	841,800	1,950,200
天城町	1	33	5,176,000	3,364,400	2,588,000	776,400	1,811,600
伊仙町	1	9	1,144,800	826,800	636,000	190,800	318,000
和泊町	1	25	4,426,200	3,196,700	2,459,000	737,700	1,229,500
知名町	1	4	1,893,600	1,367,600	1,052,000	315,600	526,000
与論町	1	100	8,380,464	7,691,232	7,002,000	689,232	689,232
一般離島計	28	818	125,650,414	95,814,332	75,581,000	20,233,332	29,836,082
合計	33	929	140,144,713	104,811,081	81,227,000	23,584,081	35,333,632

(3) 離島漁業再生支援推進事業（令和6年度 定期監査調書）

① 県推進事業

事業費 2,710 千円

② 市町村推進事業

(単位：円)

市町村名	推進交付金		
	事業費	国費	市町村費
長島町（特認）	157,566	154,000	3,566
出水市（特認）	0	0	0
特認離島計	157,566	154,000	3,566
薩摩川内市	433,521	433,521	0
十島村	162,808	162,808	0
西之表市	318,789	316,000	2,789
中種子市	119,278	116,000	3,278
南種子市	97,187	96,000	1,187
屋久島町	72,639	66,000	6,639
奄美市	900,000	900,000	0
大和市	317,771	300,000	17,771
宇検村	100,000	100,000	0
瀬戸内町	415,400	415,400	0
喜界町	66,550	66,550	0
徳之島町	350,527	350,000	527
天城町	141,557	140,000	1,557
伊仙町	128,590	128,000	590
和泊町	275,720	275,720	0
知名町	51,017	51,017	0
与論町	603,410	600,000	3,410
一般離島計	4,554,764	4,517,016	37,748
市町村計	4,712,330	4,671,016	41,314

3-3 成果指標と活動指標

本事業は、「おさかな王国かごしま」の実現のため、「稼ぐ力」を引き出す水産業を目指し、持続可能な漁業・養殖業を推進するための施策として実施されている。この点、「鹿児島県水産業振興基本計画」においては、成果指標として下記の指標が定められている。

区分	指標	目標値（令和12年）
鹿児島県水産業振興 基本計画	漁獲物の販売金額が800万円以上の経営体の割合（漁船漁業）	19%
	収獲物の販売金額が1億円以上の経営体の割合（ぶり類養殖業）	55%
	生産額_①漁船漁業	23,690百万円
	生産額_②海面養殖業	53,280百万円
	生産額_③内水面漁業	87百万円
	生産額_④内水面養殖業	30,200百万円
	漁業就業者数	4,700人
	漁業経営体数	2,500経営体
	水産食料品製造金額	83,600百万円
	水産物輸出額	11,000百万円
	漁場の整備面積	36,600ha
	漁船が安心して利用できる漁港の防波堤整備率	91%
	ICTを利用した漁場予測の技術開発	4件
	水産加工品の商品開発数	24件

当事業においては上記の目標を達成するため、下記の活動指標及び成果指標を定めている。

当事業固有の成果指標

指標	漁業就業者数（目標：令和元年度の漁業就業者数を維持する）		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	1,482人	1,482人	1,482人
実績値	1,202人	1,058人	993人

当事業固有の活動指標

指標	離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金の交付		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	21市町村	19市町村	19市町村
実績値	21市町村	19市町村	19市町村

3-4 成果の内容（令和6年度定期監査調査）

離島漁業の再生のため、漁場の生産力向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組を通じて、水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮を図った。

事務事業の計画内容等	事務事業の実施、成果の内容
離島漁業再生支援事業	(1). 離島漁業再生支援交付金 ① 基本交付金 ア 事業主体 市町村 イ 負担割合 国：定額、県：任意（市町村以下）、市町村：任意 ウ 事業内容 共同で漁場の生産能力の向上に関する取組等を行う離島の漁業集落に対し、その活動に必要な経費を支援した。 (2). 離島漁業再生支援推進事業 ア 事業主体 県、市町村 イ 負担割合 国 10/10（国の予算措置状況により地元負担有） ウ 事業内容 ①県推進事業 市町村及び漁業集落への指導・助言等を実施した。 ②市町村推進事業 市町村が実施する交付金交付事務等に係る経費を補助した。

4 指摘及び意見

4-1 意見：鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

(現状)

本補助金は次のとおり、補助金の交付の対象となる事業を行う者に、他の者を經由して補助する間接補助である。

<鹿児島県離島漁業再生支進交付金交付要綱>

(趣旨)

第1条 知事は、離島漁業集落の漁業再生活動を支援し、離島の水産業・漁村の多面的機能の維持増進を図るため、水産関係地方公共団体交付金交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき、市町村が行う対象漁業集落への交付金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内で鹿児島県離島漁業再生支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この交付等要綱に定めるところによる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による交付金実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により交付金実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付金交付実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 交付金実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1ヶ月以内又は交付金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とする。

<鹿児島県補助金等交付規則>

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

所管課によれば、鹿児島県による本事業の効果検証の記録化はしていないが、事業実施主体から提出された資料を基に、所管課が、事業実施主体により実施された事業全体の効果を検証しているとのことであった。

【意見 6-1】鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。

(理由)

鹿児島県は、本件事業の実施主体に対して補助金を交付する以上、事業実施主体により実

施された事業の効果検証をし、補助金が本事業の目的達成に資する使途に使用されたか、交付金額が適正であったか、本事業の今後の実施方法をどのように改善していくべきか、といった事項について、鹿児島県としての判断をすることが求められる。

したがって、鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。

4-2 指摘：交付金実績報告書の網羅的な記載について

(現状)

県は、鹿児島県離島漁業再生支援推進交付金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助事業等が完了したときに提出する交付金実績報告書の様式を定めている。しかし、交付先から提出された交付金実績報告書は様式どおりの記載とはなっておらず、説明会の開催回数や指導集落数、指導件数、指導目的、交付額等についての記載がなかった。

<交付金実績報告書の様式>

1 離島漁業再生支援推進事業実施計画（実績）

区 分	内 容	備 考
1 推進事務		
(1) 集落説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 集落活動の指導	(指導件数) (指導目的) (指導集落数) 件 集落	
(3) 集落協定の策定 指導	(指導時期) (指導集落数) 月 集落	
2 活動の確認作業	(指導件数) (指導目的) (指導集落数) 件 集落	
(1) 書類審査		
(2) 現地確認	(確認回数) (調査目的) (調査集落数) 回 集落	
3 交付事務	(支払件数) (交付額) 件 円	

※出所：「鹿児島県離島漁業再生支援推進交付金交付要綱」様式第2号

<提出された交付金実績報告書>

令和5年度離島漁業再生支援推進事業実績報告書

(市町村推進事業分)

1 離島漁業再生支援推進事業実績

区 分	内 容	備 考
1 推進事務		
① 集落別会開催	開催時期:7月 参加人数:13人	
② 集落活動の指導	指導対象:十島村漁業集落 0件 指導目的:活動に対する注意説明 指導時期:7月	
③ 集落定住の策定指導	指導対象:十島村漁業集落 0件 指導時期:10月	
2 活動の確認作業		
① 書類審査	書類審査時期:3月	
② 現地確認	現地確認時期:12月	
3 交付事務	交付件数:1件	

※出所:「令和5年度離島漁業再生支援推進事業実績報告書(十地第6970号)」

【指摘6-1】交付金実績報告書の網羅的な記載について

本補助金交付要綱に交付金実績報告書の様式が設定されているのは、必要な項目を網羅的に記載することで計画に則した交付が行われていることを検証するためであると考えられる。また、説明会の開催回数や指導集落数、指導件数、指導目的、交付額等についての記載は、補助金事業に係る効果の把握のために欠かすことができない重要な項目であると考ええる。よって、県は、交付金実績報告書の様式に従い、必要な項目を網羅的に記載するよう指導を徹底すべきである。

4-2 意見：概算払の必要性の検討について

(現状)

下記交付金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

No.	概算払申請額	概算払を必要とする理由
西農林水第494号	10,649,000円	集落への概算払を要するため。
薩耕林第808号	492,000円	離島漁業再生支援交付金事業を円滑に推進するため。
薩耕林第809号	13,520,000円	離島漁業再生支援交付金事業を円滑に推進するため。
知農林第358号	1,367,600円	漁業集落の円滑な活動を図るため。
長水景第143号	8,587,200円	事業を円滑に実施するため。

出所:令和5年度離島漁業再生支援交付金概算払申請書(以下、「概算払申請書」という)

【意見 6-2】概算払の必要性の検討について

鹿児島県補助金等交付規則第16条には補助金等の概算払に関する規定がある。補助金等の交付は補助金等の額を確定した後において行うことが原則であるが、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。この点について、概算払申請書においては、「概算払を要するため」、「事業を円滑に実施するため」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。よって、県においては、補助金等交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、鹿児島県補助金等交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<関連法規：鹿児島県補助金等交付規則>

(補助金等の交付)

第16条第14条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、別に定めるところにより、概算払又は前金払申請書及び補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第14条知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

＜事業番号7＞ 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業(水産企画普及係) (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業)

1 事業目的

燃油価格高騰の影響を緩和するため、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者・養殖業者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る。

2 事業内容、予算額推移及び負担区分

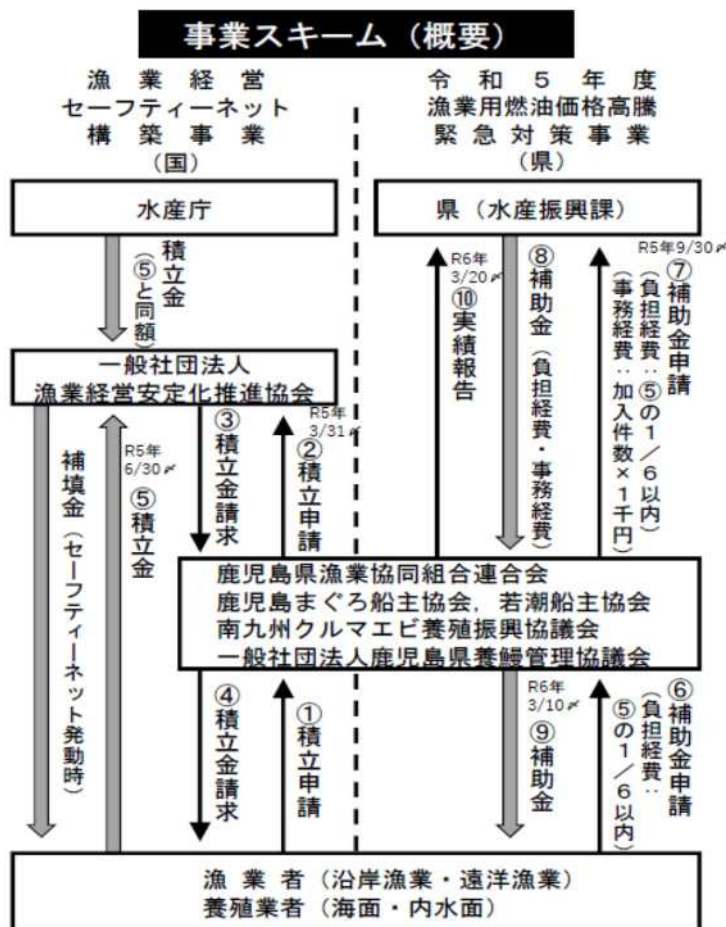
●漁業用燃油価格高騰緊急対策事業(R4～)

(金額単位：千円)

事業区分	事業主体	予算額			事業内容	負担区分		
		4年度	5年度	6年度		国	県	他
(1) 漁業者等の負担経費支援	県漁連等	184,532	112,355	109,008	漁業経営セーフティーネット構築事業に加入する際の漁業者等の積立金の1/6を補助 ※2	$\frac{4}{5}$	$\frac{1}{5}$	
(2) 事業主体の事務経費支援	県漁連等	721	777	779	漁業者等が所属する事業主体の事務経費を補助(1千円/者)	$\frac{4}{5}$	$\frac{1}{5}$	
計		185,253	113,132	109,787				

※ 令和5年度は、令和4年度3月補正予算で実施 ※2 令和4年度は1/3を補助

●事業スキーム図



3 事業実績と成果の内容（令和6年度 定期監査調書）

3-1 事業実績

（金額単位：千円）

予算現額	財源内訳		支出済額	財源内訳		不用額	前年度支出済額
	国庫支出金 （地方創生 臨時交付 金）	一般財源		国庫支出金 （地方創生 臨時交付 金）	一般財源		
113,132	90,506	22,626	95,517	90,506	5,011	17,614	183,167

[事業の実施状況]（令和6年度 水産振興施策の概要）

（金額単位：千円）

事業区分	令和5年度 実績
(1) 漁業者等の負担経費支援	・支援実績 730 者
(2) 事業主体の事務経費支援	・支援組織 5 組織

3-2 支出済額の内訳（令和6年度 定期監査調書）

（金額単位：千円）

科目	支出済額	支出内容
18 負担金補助交付金	95,517	
補助金	95,517	漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費補助金
合計	95,517	

3-3 成果指標と活動指標

本事業は、「おさかな王国かごしま」の実現のため、「稼ぐ力」を引き出す水産業を目指し、持続可能な漁業・養殖業を推進するための施策として実施されている。この点、「鹿児島県水産業振興基本計画」においては、成果指標として下記の指標が定められている。

区分	指標	目標値（令和12年）
鹿児島県水産業振興基本計画	漁獲物の販売金額が800万円以上の経営体の割合（漁船漁業）	19%
	収穫物の販売金額が1億円以上の経営体の割合（ぶり類養殖業）	55%
	生産額_①漁船漁業	23,690百万円
	生産額_②海面養殖業	53,280百万円
	生産額_③内水面漁業	87百万円
	生産額_④内水面養殖業	30,200百万円
	漁業就業者数	4,700人
	漁業経営体数	2,500経営体
	水産食料品製造金額	83,600百万円
	水産物輸出額	11,000百万円
	漁場の整備面積	36,600ha
	漁船が安心して利用できる漁港の防波堤整備率	91%
	ICTを利用した漁場予測の技術開発	4件
	水産加工品の商品開発数	24件

当事業においては上記の目標を達成するため、下記の活動指標及び成果指標を定めている。

当事業固有の成果指標

指標	漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）への加入率の増加		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	—	—	85%
実績値	—	—	79%

当事業固有の活動指標

指標	補助金の交付		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	—	—	漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）における養殖業者の積立金への一部支援：742者 事業実施主体の事務経費支援：5組織
実績値	—	—	漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）における養殖業者の積立金への一部支援：689者 事業実施主体の事務経費支援：5組織

3-4 成果の内容（令和6年度定期監査調書）

コロナ禍における燃料価格高騰の影響を緩和するため、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者・養殖業者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図った。

事務事業の計画内容等	事務事業の実施、成果の内容
漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	1. 事業主体 県漁連、漁協等 2. 事業内容 (1). 令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者・養殖業者の負担経費を補助 (2). 漁業者・養殖業者が所属する県漁連、漁協等の事務経費を補助 3. 負担区分 (1). 漁業者・養殖業者の負担経費の1/6を補助 (2). 事業加入者1者あたり1千円を補助 4. 事業実績 (1). 漁業者・養殖業者 726者 (2). 県漁連・漁協等 5組織 5. 事業費 95,517,499円

4 指摘及び意見

4-1 意見：鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

（現状）

本補助金は次のとおり、補助金の交付の対象となる事業を行う者に、他の者を經由して補助する間接補助である。

<漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱>

（事業実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、県内に事業所を有する以下の団体等とする。

(1) 鹿児島県漁業協同組合連合会

- (2) 鹿児島まぐろ船主協会
 - (3) 若潮船主協会
 - (4) 南九州クルマエビ養殖振興協議会
 - (5) 一般社団法人鹿児島養鰻管理協議会
- (実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、事業の完了日から起算して30日以内又は3月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 燃油セーフティーネット事業加入者及び補助金申請者一覧（様式第4号）
- (4) 履行が確認できる書類

<鹿児島県補助金等交付規則>

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

所管課によれば、鹿児島県による本事業の効果検証の記録化はしていないが、事業実施主体から提出された資料を基に、所管課が、事業実施主体により実施された事業全体の効果を検証しているとのことであった。

【意見7-1】鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について

鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。

(理由)

鹿児島県は、本件事業の実施主体に対して補助金を交付する以上、事業実施主体により実施された事業の効果検証をし、補助金が本事業の目的達成に資する使途に使用されたか、交付金額が適正であったか、本事業の今後の実施方法をどのように改善していくべきか、といった事項について、鹿児島県としての判断をすることが求められる。

したがって、鹿児島県は、事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。

4-2 指摘：補助金額の算出方法について

(現状)

本補助金の補助対象経費のうち当該事業に伴う事業実施主体の事務経費に係る補助金額算出方法は次のとおりである。

<補助金額算出方法について>

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、以下のとおりとする。

(1) 燃油セーフティーネット事業に加入した事業実施主体所属の漁業者・養殖業者の積立金

(2) 当該事業に伴う事業実施主体の事務経費

(補助金額)

第4条 補助金額は、以下のとおりとする。

(1) 前条第1号における補助金の額は、事業実施主体所属の漁業者・養殖業者の積立金の6分の1(1円未満の端数は切り捨て)を合計した額とする。

(2) 前条第2号における補助金の額は、燃油セーフティーネット事業に加入し、当該事業へ申請する事業実施主体所属の漁業者・養殖業者1者当たり1千円とする。

※出所：「漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱」

この点、第3条第2号における補助対象は事務経費であるため、事務経費の実費額を超える補助金を交付すべきではないが、補助金額を定める第4条第2号では事務経費の実費額を上限とする定めは無く、1者当たり一定額を支払う定めとなっている。

<補助金の交付実績について>

本補助金においては、5組織に対して事務経費補助金を交付しているが、補助金額の決定に当たり、実費額との比較を行った上でこれを決定しているのは1組織のみであり、その他の4組織に対しては、実費額との比較を行うことなく補助金額を決定している。その結果、補助金申請件数が最も多く事務経費負担の大きいことが予想されるA会(683件)よりも補助金申請件数の少ないE会(37件)の方が補助金交付額が大きくなるという逆転現象が生じている。

事業実施主体	補助金申請件数	申請額	実費額	補助金額
A会	683	683,000円	27,141円	27,141円
B会	5	5,000円	不明(※)	5,000円
C会	3	3,000円	不明(※)	3,000円
D会	2	2,000円	不明(※)	2,000円
E会	37	37,000円	不明(※)	37,000円

※ 県は実費額を確認していない。

【指摘7-1】補助金額の算出方法について

補助金交付要綱における補助金額の算定方法に関する条項において事務経費の実費額を補助金額の上限とする定めがない場合には、交付先の事務経費の実費額が申請額よりも小さい場合、補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

また、補助金申請額と事務経費の実費額との比較を特定の組織にのみ行うのは明らかに不公平な取扱いであり、補助金交付事務に係る公平性の観点から問題がある。

よって、県は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、また、補助金交付事務に係る公平性の観点から、本補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補助金額の上限とすることや、補助金額が事務経費の実費額を超える額となった場合の補助金返還に関す

る事項等の条項を設けておくべきである。

4-3 指摘：消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて

（現状）

本補助金の補助対象経費のうち当該事業に伴う事業実施主体の事務経費に係る補助金額算出方法は前述とおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

しかし、漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、県は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかどうかについて、確認を実施していない。

【指摘 7-2】消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

よって、県は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。

4-4 意見：概算払の必要性の検討について

（現状）

下記交付金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

申請日	概算払申請額	概算払を必要とする理由
令和5年9月7日	23,438,333 円	速やかに漁業者へ支援を行う必要があるため
令和5年9月8日	12,894,666 円	速やかに漁業者へ支援を行う必要があるため
令和5年10月17日	84,082 円	速やかに養殖業者へ支援を行う必要があるため
令和5年12月18日	38,163,988 円	速やかに会員へ支援を行う必要があるため
令和6年1月9日	22,268,603 円	速やかに漁業者・養殖業者へ支援を行う必要があるため

出所：令和5年度漁業用燃油価格高騰緊急対策事業補助金概算払申請書（以下、「概算払申請書」という）

【意見 7-2】概算払の必要性の検討について

鹿児島県補助金等交付規則第16条には補助金等の概算払に関する規定がある。補助金等の交付は補助金等の額を確定した後において行うことが原則であるが、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。この点について、概算払申請

書においては、「速やかに支援を行う必要があるため」との記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。よって、県においては、補助金等交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、鹿児島県補助金等交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

＜関連法規：鹿児島県補助金等交付規則＞

（補助金等の交付）

第16条第14条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、別に定めるところにより、概算払又は前金払申請書及び補助金等交付請求書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第14条知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

＜事業番号8＞ 漁業取締事業（漁業監理係）

1 事業目的

漁業の適正利用を図るため、漁業指導取締船等による適正操業の指導や漁業違反の取締りを行う。

2 事業概要

2-1 取締体制

- 2隻で交代に巡視。年間取締日数は、延べ250日程度
- 取締船概要

船名		おおすみ（平成13年3月）	制海（平成25年3月）
総トン数		67	129
船質		鋼	軽合金
馬力（PS）		1,000	4,252×2
速力（ノット）		12（10）	40
航続距離（海里）		1,000	600
船員（名）		12	12
船室数		7	12
建造費（千円）		485,310	1,400,257
特徴		小回りのきく漁船型 平成22年度から 調査・取締兼用	滑走型の高速取締船
財 源	調査・設計	一般財源	電源立地交付金
	建造工事	一般財源	公共投資臨時交付金

おおすみ



制海



● 取締・調査実績

おおすみ

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出勤日数(日)	165	167	139	156	156
(うち取締)(日)	122	120	109	125	117
(うち調査)(日)	16	11	8	10	10
航進距離(マイル)	7681.4	7169	6021	5913	6494.4
検挙件数(件)	0	1	0	1	1
注意指導件数(件)	168	456	241	278	249

制海

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出勤日数(日)	168	209	133	184	151
(うち取締)(日)	133	133	107	115	117
航進距離(マイル)	7895.5	8159.8	5906.5	4732	6667.6
検挙件数(件)	5	1	1	1	1
注意指導件数(件)	489	295	410	368	273

● 重点取締事項

- まき網漁業(特に4月～6月)、ごち網漁業、機船船びき網漁業(バッチ網漁業)、沖合底びき網漁業(大臣許可漁業、愛媛県籍)
- もじゃこ採捕漁業……主として制海対応
- シラスウナギ、稚あゆ採捕漁業……主に陸上取締

2-2 事業内容、予算額推移及び負担区分

●漁港維持管理調査事業(S25～)

(金額単位：千円)

事業区分	事業主体	予算額			事業内容	負担区分		
		4年度	5年度	6年度		国	県	他
漁業指導・取締り (S24～) 船舶維持管理 漁業取締会議 の開催	県	226,649	141,568	132,322	・2隻の漁業指導取締船(制海、お おすみ)により本県海域を巡回し、 漁業指導及び取締りを実施する。 ・漁業指導取締船の船舶検査費・燃 料費等の維持管理 ・海上保安部と取締会議を開催し、 取締業務の円滑化、効率化を図る。		10 10	
計		226,649	141,568	132,322				

3 事業実績と成果の内容(令和6年度 定期監査調査)

3-1 事業実績

(金額単位：千円)

予算現額	財源内訳		支出済額	財源内訳		不用額	前年度支出済額
	諸収入 (雑入)	一般財源		諸収入 (雑入)	一般財源		
141,568	9,413	132,155	137,552	8,335	129,216	4,015	212,547

3-2 支出済額の内訳(令和5年度歳出決算書)

(金額単位：千円)

科目	決算額	主な支出内容
08-02 普通旅費	7,619	
10-02 その他の需用費	125,581	
消耗品費	1,557	
燃料費	37,831	重油、軽油、エンジン油
印刷製本費	11	
光熱水費	1,338	
修繕費	84,842	中間検査ドック
11 役務費	4,072	
通信運搬費	388	船舶電話料金、携帯電話料金
手数料	158	
保険料	3,525	漁船保険料
12 委託料	143	一般廃棄物処理業務委託
13 使用料及び賃借料	130	野積場使用料
18 負担金補助及び交付金	0	
負担金	0	
26 公課費	5	
合計	137,552	

3-3 成果指標と活動指標

漁業取締は、鹿児島県水産振興計画における「漁業秩序の維持」を図るため、漁業法第128条で定められた「漁業に関する励行に関する事務」として実施している。漁業秩序の維持が目的であることから成果指標の設定はない。活動指標としては、所管する2隻の出勤日数(延べ250日)を設定している。

当事業固有の活動指標

指標	出勤日数		
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	延べ250日	延べ250日	延べ250日
実績値	216日（109日＋107日）	240日（125日＋115日）	234日（117日＋117日）

3-4 成果の内容（令和6年度定期監査調書）

事務事業の計画内容等	事務事業の実施、成果の内容
漁業取締事業	漁業指導取締船「制海」及び「おおすみ」により海上保安部等と緊密な連携のもとに、常時本県海域を巡視し、漁業の取締と関係法令の遵守について指導を行い、漁業秩序の確立に努めた。 また、水産庁主催の漁業監督公務員研修に参加し、取締職員の資質の向上に努めた。

3-5 取締実績

令和5年度の違反検挙件数及び取締船出勤日数等（令和6年度 定期監査調書）

取締船名	出勤回数	出勤日数	検挙件数	注意指導件数
制海	44	117	1	269
おおすみ	40	117	2	249
合計	84	234	3	518

※ 「おおすみ」は平成22年度から漁業指導取締業務に活用

（漁業調査もかねて実施）

4 漁業取締事業に係る契約の状況

4-1 随意契約

令和5年度において漁業取締事業で締結された契約のうち、随意契約の状況は以下のとおりである。

契約名称	契約金額 (円)	契約日	適用法令
		計上科目	
漁業指導取締兼調査船 「おおすみ」操舵機追従 装置連結支柱修理	70,730	令和6年2月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 （少額による随意契約）及び鹿児島県契約規則 第24条第1項第6号（その他100万円以下）
		漁業取締費（需用費）	
漁業指導取締兼調査船 「おおすみ」船内指令装 置修繕	59,180	令和5年9月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 （少額による随意契約）及び鹿児島県契約規則 第24条第1項第6号（その他100万円以下）
		漁業取締費（需用費）	
漁業指導取締兼調査船 「おおすみ」主機関冷却 清水集合管修理	158,730	令和5年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 （少額による随意契約）及び鹿児島県契約規則 第24条第1項第6号（その他100万円以下）
		漁業取締費（需用費）	
漁業指導取締船「制海」 陸電ケーブル修繕	392,700	令和5年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 （少額による随意契約）及び鹿児島県契約規則 第24条第1項第6号（その他100万円以下）
		漁業取締費（需用費）	
漁業指導取締船「制海」 左舷主機関シリンダーラ イナー交換	1,691,140	令和5年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争に適さないことによる 随意契約）及び鹿児島県契約規則施行指針第24 条関係第2項第13号（特殊の性質を有する品 物の買入れ）
		漁業取締費（需用費）	

【指摘8-1】随意契約の相手方からの参考見積書の取得について

下記工事に係る設計額が本件契約の相手方から入手した参考見積書に基づいて積算されていることが確認された。

契約名称	契約金額（円）	参考見積書（円）	設計書（円）
漁業指導取締兼調査船「おおすみ」操舵機追従装置連結支柱修理	70,730	70,730	70,730
漁業指導取締兼調査船「おおすみ」船内指令装置修繕	59,180	59,180	59,180
漁業指導取締兼調査船「おおすみ」主機関冷却清水集合管修理	158,730	158,730	158,730
漁業指導取締船「制海」陸電ケーブル修繕	392,700	392,700	392,700

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする（鹿児島県契約規則第11条3項）とされており、その算定基礎となる設計額の積算においては、個別具体的な業務に応じて適正に積算を行うべきであり、業者から参考見積を徴取する場合でも、見積金額のみに着目するのではなく、積算基準や積算根拠等を徴取し、他の契約との比較等も実施することにより、適正な積算がなされているかを検証すべきである。

特に随意契約において特定の業者から提出された参考見積に依存して予定価格が設定された場合、参考見積の提出業者が、他の業者よりも優位となるので、取引の公正性、見積書提出業者間の公平性の観点から問題がある。また、見積の徴取が予定される特定の業者から取得した参考見積のみを根拠に設計額を積算した場合、設計額の客観性・公正性の観点からも問題がある。

一方、特殊な設備の更新業務など見積書の徴取が見込まれる者からの参考見積書の提出がなければ担当課において適切な設計額の積算ができない業務があるということは想定される。

しかし、見積書の徴取が見込まれる者から参考見積書を取得する場合であっても、できる限り複数の参考見積を取得し、これを比較することで、設計額の積算の客観性や公正性を担保することが必要と考える。

4-2 指名競争入札

令和5年度において漁業取締事業で締結された契約のうち、指名競争入札の状況は以下のとおりである。なお、契約手続は適切に実施されており、指摘すべき事項は発見されなかった。

内容	契約金額	契約日	適用法令
		計上科目	
漁業指導取締兼調査船「おおすみ」中間検査ドック	当初契約 37,400,000 円 変更契約金額 1,095,050 円	当初契約 令和5年12月14日	地方自治法施行令第167条第1号（一般競争入札に適用しない場合）
		変更契約 令和6年2月2日	
		漁業取締費（需用費）	
漁業指導取締船「制海」中間検査ドック	43,780,000 円	令和5年11月2日	地方自治法施行令第167条第1号（一般競争入札に適用しない場合）
		漁業取締費（需用費）	

＜事業番号9＞ 沿岸漁業改善資金貸付事業(漁協係)

1 目的

沿岸漁業従事者に対し、操船漁ろう等の機器購入、漁家の住居等の改善、青年漁業者等の養成確保を図るための資金を無利子で貸付け、沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者等の福祉の向上に資する。

2 事業内容

事業主体は県（負担区分は国2/3、県1/3）、当初予算額は令和5年度 204,204,000 円、令和6年度 204,293,000 円と大きな変動はない。

3 実施状況

(1)経営等改善資金

令和6年3月末融資残高

未調定（今後において償還される分）	5 人	7,092,000 円
滞納分	16 人	17,763,600 円
合計	21 人	24,855,600 円
全債権額に対する滞納分の割合	71.47%	

なお、令和5年1月末～令和6年3月末の間に新規契約した者は1名であり、貸付金 4,003,000 円である。

(2)生活改善資金 なし

(3)青年漁業者等養成確保資金

令和6年3月末融資残高

未調定（今後において償還される分）	3 人	4,463,000 円
滞納分	6 人	15,332,183 円
合計	8 人	19,795,183 円
全債権額に対する滞納分の割合	77.45%	

1 名は未調定分・滞納分双方にあてはまるため、合計人数は8人となる。

令和5年1月～令和6年3月末までの間に滞納分のうち2名が完済した。

【意見 9-1】融資機関による転貸方式を考慮した予算配分について

経営等改善資金新規1件については、対象となる装置に関する設置確認等、貸付要件に合致していることを確認の上、適切な貸付がなされていた。

ただ2億円以上の予算額に対して令和5年1月末～令和6年3月末の間の新規契約は1件、約400万円と実績が乏しく、この点について、従来、県が沿岸漁業者等に直接融資する直貸方式に加え、新たに県が融資機関に必要な原資を貸付け、融資機関がその資金を以て沿岸漁業者等に融資する転貸方式が導入され、原則として連帯保証人が不要となること等により、今後、より多くの需要が見込まれるものと思われるものの、やはり予算と実績の乖離は大きく、予算配分において考慮されるべきものと思われる。

【意見 9-2】債権処理について

時効管理、債務者・連帯保証人の生活状況の把握等、債権管理は適切になされているものの（今後、上記転貸方式の活用により、債権管理の負担は軽減するものと思われる）、全債務者に対する滞納者の割合、全債権に対する滞納額の割合が大きく、滞納者も、債務者本人が死亡・行方不明になっている者、破産している者、生活保護を受給している者が多数を占め、連帯保証人も同様の状況であり、回収困難なものがほとんどであるため、債務者側に、法テラスの利用等紹介、破産を促す等して、随時債権処理を図っていくことが必要である。